

原村障がい者福祉計画

第4期障がい福祉計画



平成27年3月

長野県原村

原村障がい者福祉計画

第4期障がい福祉計画

平成27年3月

第1章 計画の趣旨と位置づけ等

第1節 計画の趣旨	3
第2節 法令等の根拠	3
第3節 計画の期間	4
第4節 計画策定の体制	4

第2章 障がい者を取りまく状況

第1節 障がい者の動向	6
1) 統計からみる障がい者の状況	6
2) アンケートからみる障がい者の状況	15
3) 第3期原村障がい者福祉計画の達成状況	18
4) 現状からみた課題	28

第3章 障がい者計画の基本的な考え方

第1節 基本理念	30
第2節 基本目標	30
第3節 計画の体系	31

第4章 障がい者計画の基本目標とその取り組み

第1節 基本目標	32
基本目標1 障がい者に対する理解の促進	32
基本目標2 相談体制の充実	33
基本目標3 療育・保育・教育の充実	34
基本目標4 保健・医療サービスの充実	36
基本目標5 福祉サービスの充実	37
基本目標6 就労・社会参加の促進	38
基本目標7 福祉のむらづくりの推進	40

第5章 障がい福祉計画（第4期計画）の 障がい福祉サービス等の実施目標とその取り組み

第1節 成果目標の設定と体系	42
第2節 活動指標の見込みと確保対策	45
1) 障がい福祉サービス	45
2) 地域生活支援事業	50
3) 村単障がい福祉サービス事業	55
4) その他の支援	56

第6章 計画の推進体制

第1節 行政体制の整備	57
第2節 住民参加による推進体制の充実	57
第3節 計画の進行管理	58

〈資料編〉

1 策定の経過	60
2 原村障害者福祉計画推進協議会設置条例	61
3 原村障害者福祉計画推進協議会委員 名簿	62
4 アンケート結果	63
用語解説	77

※『障がい』という表記について

本村ではすべての人が「障がい」の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重する社会形成に向けての行動に少しでも結びついていくことを目的に、一般的に否定的なイメージのある「害」の漢字を、法律用語や固有名詞として使用する場合を除いて、「ひらがな」で表記することになりました。

本計画では障害者基本法など法律に基づく計画であり、「法令等で使用されている用語」などは漢字で表記することになりますので、それらの表記がひらがなと混在しております。

※本文中の*印を付した用語は巻末に用語解説として掲載いたしました。

第1章 計画の趣旨と位置づけ等

第1節 計画の趣旨

- 障がいのある人々が利用できるサービスを充実し、一層の推進を図るために国は平成17年10月に「障害者自立支援法^{*}」を制定され、都道府県及び市町村は「障害福祉計画」を策定し平成18年度から、サービスの提供体制の充実に向け、集中的かつ計画的な取り組みを推進してきました。
- 国は平成16年6月に「障害者基本法^{*}」を改正し、従来、努力義務規定だった「障害者計画」の策定を、新たに義務規定に改めました。平成23年8月には、すべての国民が障がいの有無にかかわらず共生する社会を実現することを目的に、地域社会での共生や社会的障壁の除去をはじめとした基本原則を定めるなど、障害者基本法の改正が行われています。
- この障害者基本法改正にともなって、平成25年には、障がい福祉計画の法的根拠となっていた「障害者自立支援法」に代わる、「障害者総合支援法^{*}」が改正されています。ここでは、障害者基本法の理念を土台とし、これまで制度の谷間となっていた難病患者への支援提供や、知的障がい及び精神障がいにおける障がい区分の適切な配慮などの改正が行われています。
- また、平成23年には「障害者虐待防止法」が制定され、障がいのある人への虐待の防止や養護者に対する支援に努めるとともに、虐待を受けたと思われる障がいのある人を発見した人の通報義務が課されることとなっています。
- さらに、平成25年には、「障害者差別解消法^{*}」が制定され、国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することとなっています。
- こうした背景のなかで、原村では、「障害者計画」と「障害福祉計画」の2つの計画を「原村障がい者福祉計画・第4期障がい福祉計画」として策定し、すべての障がいのある人が地域で安心して暮らすことができる村の実現をめざします。なお、「障害者計画」は障がい者の生活全般を網羅する総合計画であり、「障害福祉計画」は、今回の策定で第4期目となります。

第2節 法令等の根拠

- 本計画は、障害者基本法第9条第3項及び障害者総合支援法第88条に基づき障がい者の生活全般について、サービスの提供体制の充実を含めて、今後、本村が進めていく支援施策の方向性や目標を総合的に定めたものです。
- また、多様な分野の施策と一体となった総合的な取り組みを進めるため、本村の総合計画、地域福祉計画などの上位計画、並びに老人福祉計画、原村子ども子育て支援計画、健康増進計画など

の個別計画と整合性を図ります。

第3節 計画の期間

- 本計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3箇年度で第4期計画となります。
- 計画期間の中途であっても、状況の変化により見直しの必要が生じた場合は、その都度、計画の見直しを行うこととします。

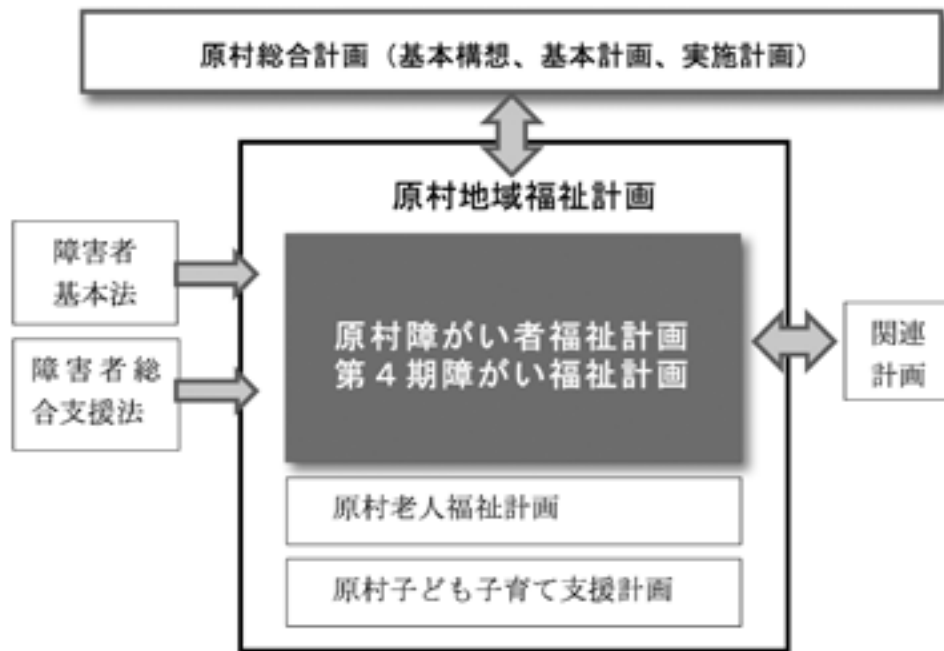
第4節 計画策定の体制

- 第4期計画の策定にあたっては、障がい者、サービス提供事業者、一般企業にアンケート調査を実施し、意見や要望の把握を行いました。第3期計画策定にあたり抽出した課題、解決策は引き継ぎつつ、新たに生じた問題や社会情勢の変化等に対応するための取り組みを盛り込みました。
- 計画の作成を進めるために、障がい者団体、障がい者福祉、障がい者施設、養護学校をはじめとした関係者7名で構成する原村障害者福祉計画推進協議会で、上位計画との整合性を図りながら、施策の内容検討を行いました。



原村障害者福祉計画推進協議会

計画策定の体制 イメージ図



		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
原村総合計画		第4次 前期計画		後期計画					第5次	
福祉分野計画	原村地域福祉計画	第1期		第2期					第3期	
	原村障がい者福祉計画 (障がい福祉計画)	第2期			第3期			第4期		
	原村老人福祉計画	第4期			第5期			第6期		
	子ども子育て支援計画 (原村次世代育成行動計画)	前期	後期					次期計画		
	原村健康増進計画	第1期				第2期				
長野県障害者福祉計画 長野県障害者プラン 2012					長野県障害者プラン 2012 (H24～H29)					
障害者基本計画 (国) 第3次障害者基本計画						第3障害者基本計画 (H25～H29)				

第2章 障がい者を取りまく状況

第1節 障がい者の動向

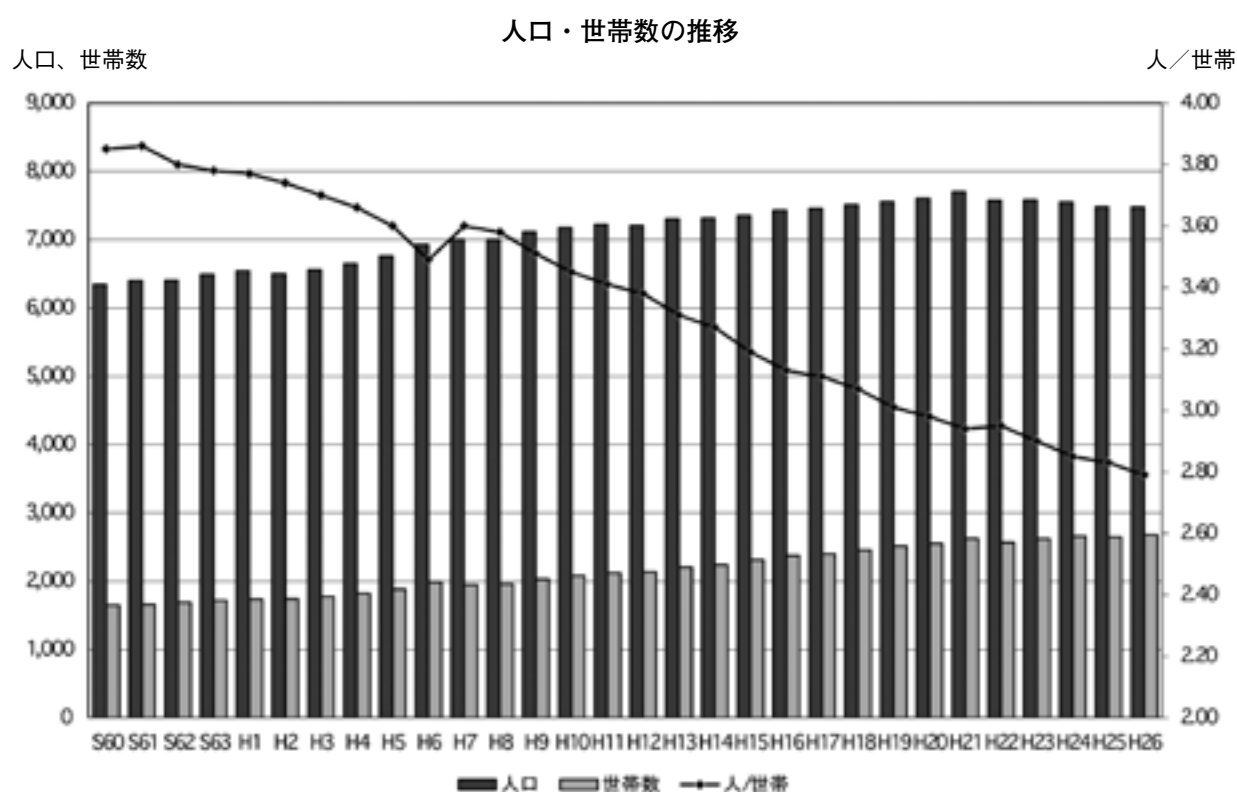
1) 統計からみる障がい者の状況

①人口・世帯数の推移

平成26年の毎月人口異動調査によると、本村の人口は7,478人、世帯数は2,681世帯となっています。

その推移をみると、人口は昭和60年から平成26年までの30年間で1,135人増となっています。

世帯数は増加しているのに対し、一世帯あたりの人員数は減少傾向にあり、核家族化や高齢化に伴う一人暮らしなど、小世帯化が進行していることから、障がい者に対する家庭内介護の厳しい状況がうかがえます。

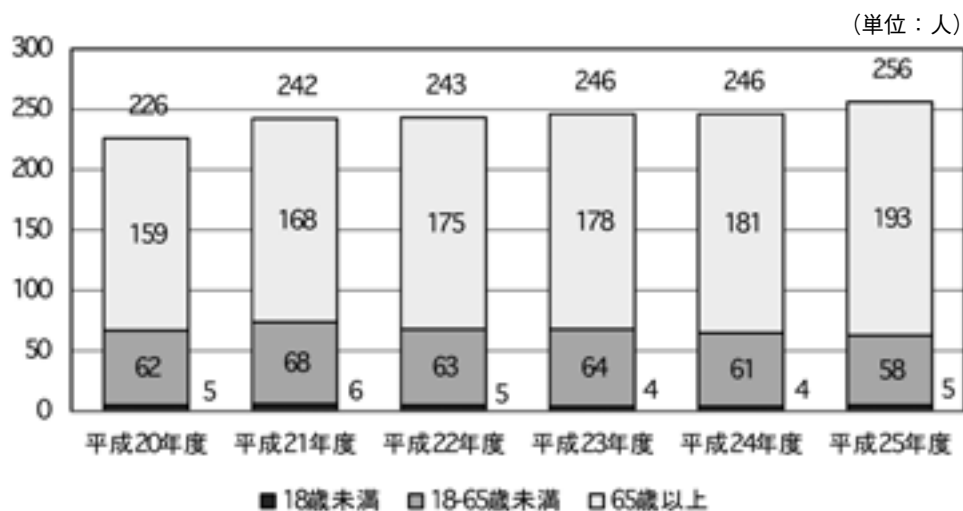


資料：国勢調査及び毎月人口異動調査

②身体障がい者の状況

【人数と推移（年齢別）】

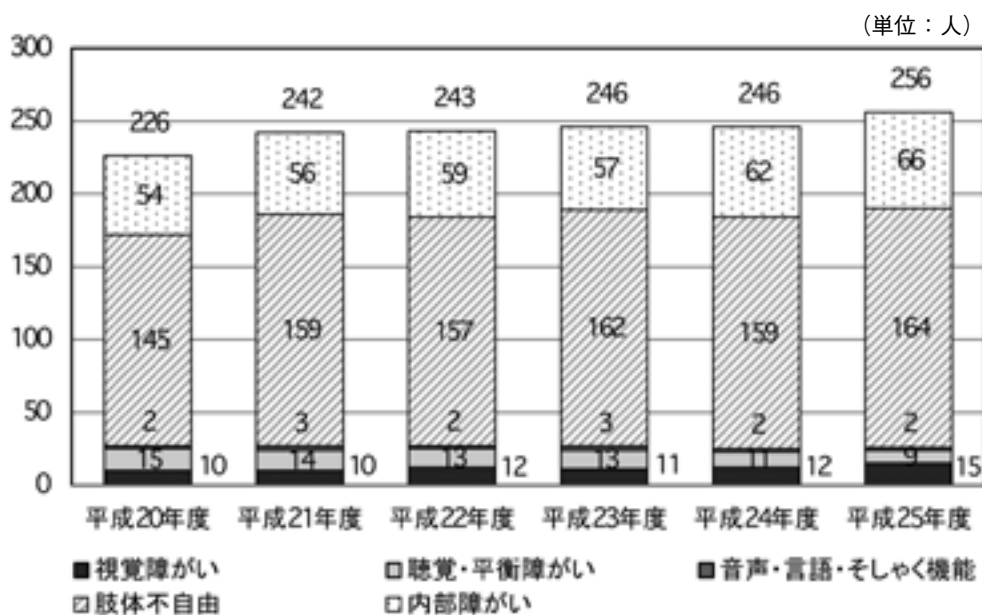
本村の身体障がい者のうち、身体障害者手帳*所持者は、平成 25 年度末現在、256 人に達しています。全国的に高齢化が進んでおりますが、本村の身体障がい者の年齢構成も、高齢者が多く、年齢別では 65 歳以上が 75%を超えています。



【人数と推移（障がい種別）】

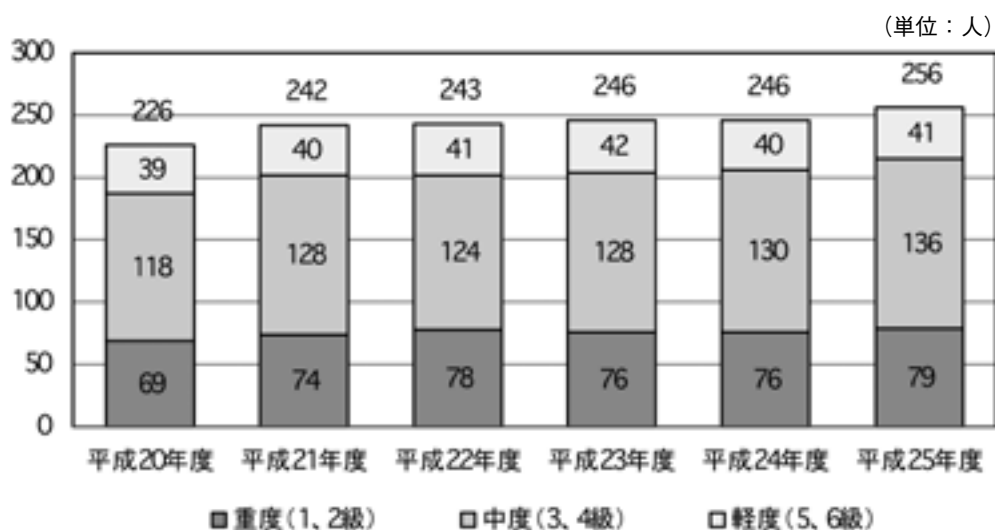
本村において、最も多い障がい種別は肢体不自由で、平成 25 年度末現在、身体障害者手帳所持者 256 人のうち、64%にあたる 164 人が該当しています。

また、内部障がい（心臓・腎臓・呼吸器の機能障がい）は肢体不自由に次いで多く 26%にあたる 66 人を占めています。



【人数と推移（等級別）】

本村において最も多い等級は、中度にあたる 3、4 級で、平成 25 年度末現在身体障害者手帳所持者 256 人のうち、53%にあたる 136 人が該当しています。



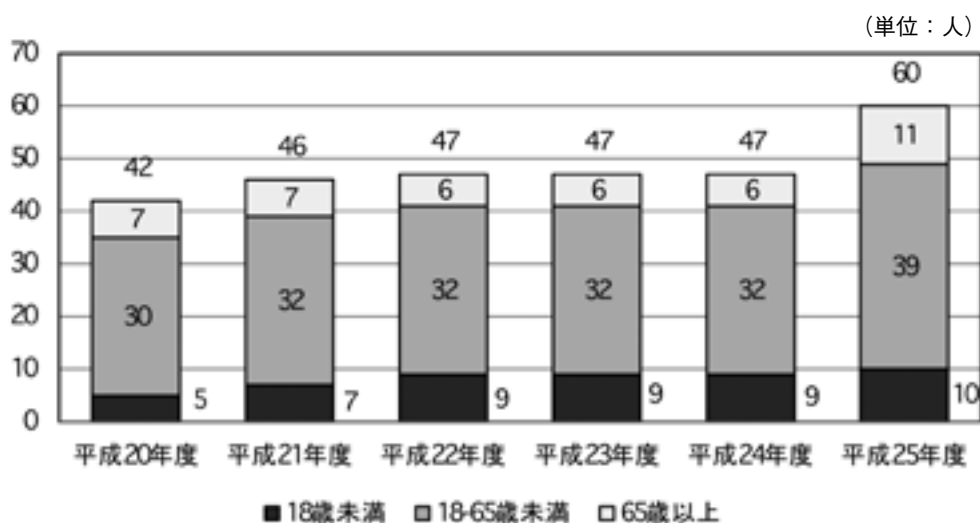
また、重度にあたる 1、2 級は、中度にあたる 3、4 級に次いで多く、31%にあたる 79 人が該当しています。

③知的障がい者の状況

【人数と推移（年齢別）】

本村の知的障がい者のうち、療育手帳*所持者は、平成 25 年度末現在で 60 人です。

18 歳以上 65 歳未満が 39 人で最も多く 65%を占め、次いで、65 歳以上が 11 人、18 歳未満が 10 人となっております。

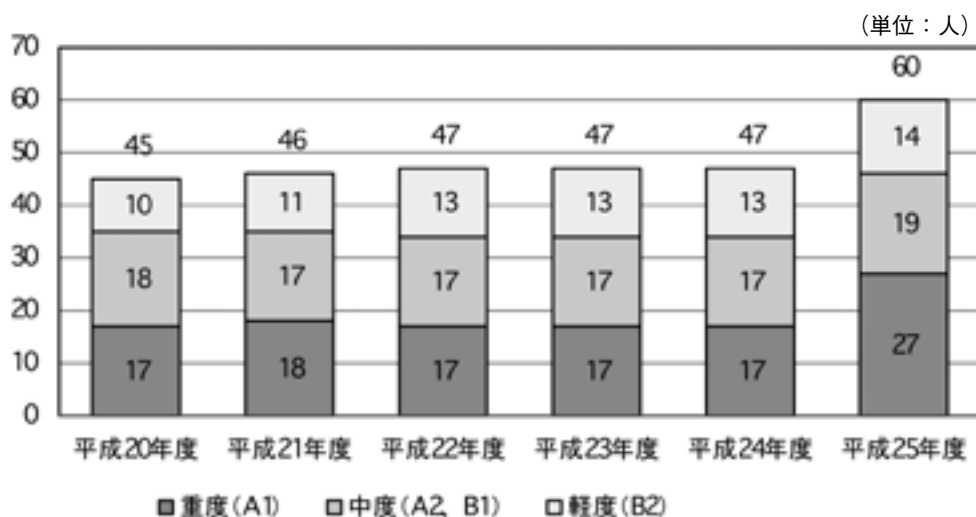


※平成 25 年度から、「住所地特例*」に該当する障がい者が含まれております。

【人数と推移（等級別）】

本村において最も多い等級は、重度にあたる A1 で、平成 25 年度末現在、療育手帳所持者 60 人のうち、45%にあたる 27 人が該当しています。

また、中度にあたる A2、B1 は、重度にあたる A1 に次いで 32%にあたる 19 人が該当しています。



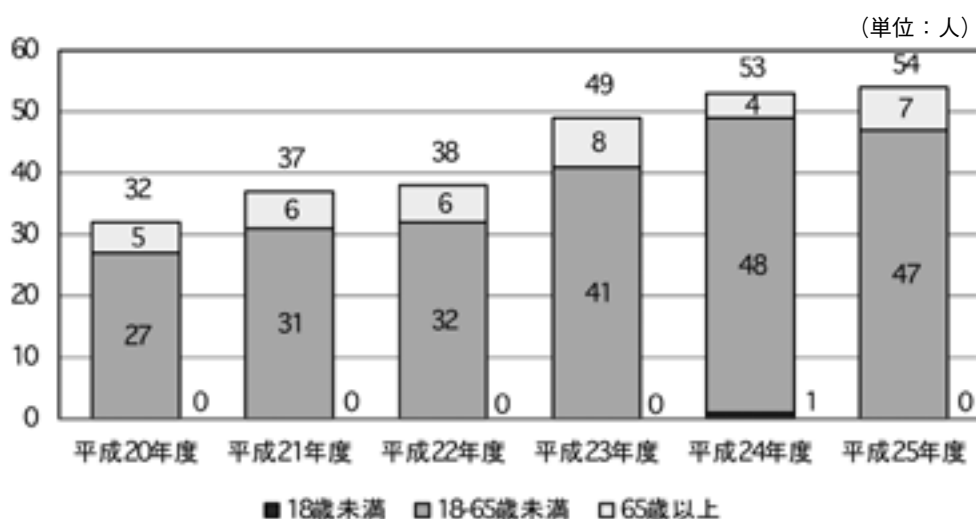
※平成 25 年度から、「住所地特例」に該当する障がい者が含まれております。

④精神障がい者の状況

【人数と推移（年齢別）】

本村の精神障がい者のうち、精神障害者保健福祉手帳*所持者は、平成 25 年度末現在 54 人に達しています。

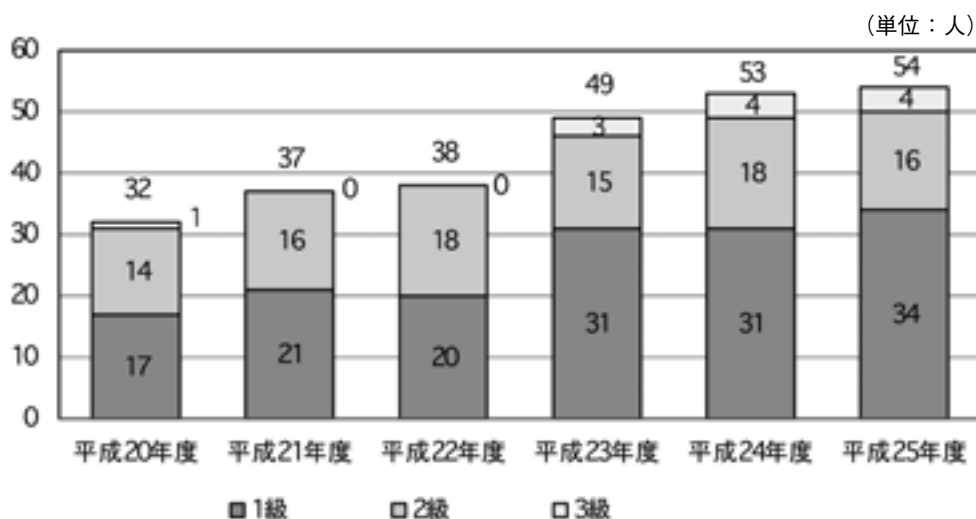
18 歳以上 65 歳未満が 47 人で最も多く 87%を占め、次いで、65 歳以上が 7 人となっております。



【人数と推移（等級別）】

本村において最も多い等級は障がい程度が重い1級で、平成25年度末現在、精神障害者保健福祉手帳所持者54人のうち、63%にあたる34人が該当しています。

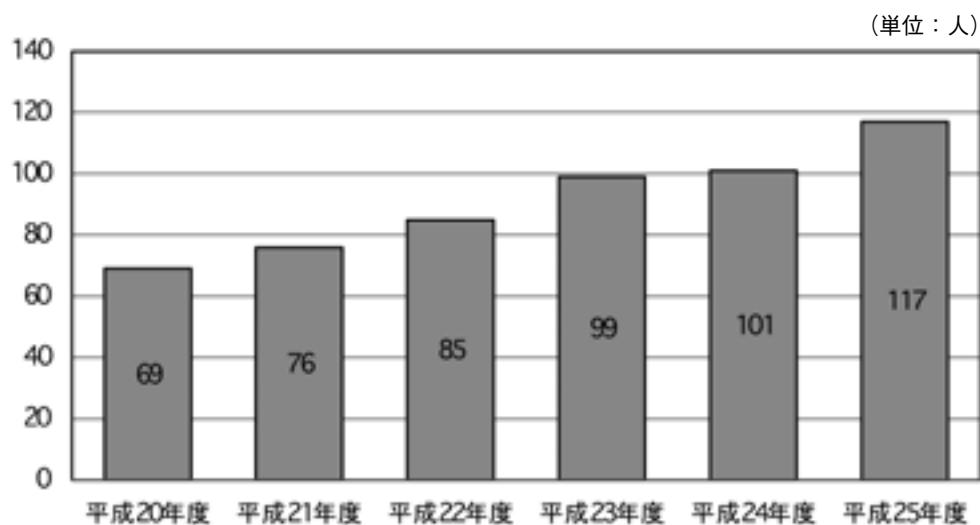
また、2級は、1級に次いで多く、30%にあたる16人が該当しています。



【人数と推移（通院医療費公費負担）】

本村において、自立支援医療*の適用を受けている精神障がい者は、平成25年度末現在で117人です。

自立支援医療の適用を受けている者は年々増えており、本村の精神障がい者は増加する傾向にあります。

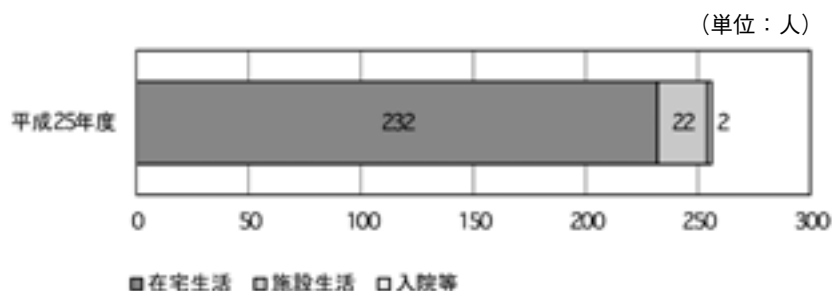


⑤生活の場の状況

【在宅と施設の別（人数別）】

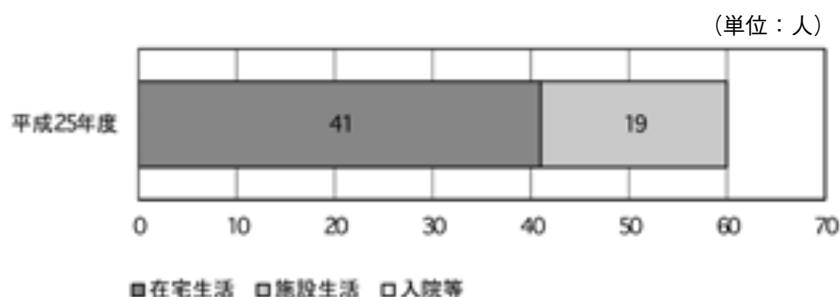
本村の身体障がい者のうち身体障害者手帳所持者は、平成 25 年度末現在、256 人に達しており、そのうち 91%にあたる 232 人が在宅生活を送っています。

一方、障がい者福祉施設や老人福祉施設等で 22 人が生活を送っており、施設生活は全体の 9 % を占めています。



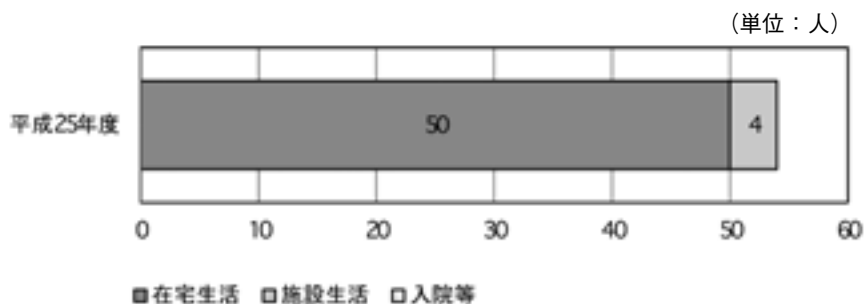
本村の知的障がい者のうち療育手帳所持者は、平成 25 年度末現在、60 人に達しており、そのうち 68%にあたる 41 人が在宅生活を送っています。

一方、障がい者福祉施設や救護施設*等で 19 人が生活を送っており、施設生活は全体の 32%を占めています。



本村の精神障がい者のうち精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成 25 年度末現在、54 人に達しており、そのうち 93%にあたる 50 人が在宅生活を送っています。

一方、老人福祉施設や救護施設等で 4 人が生活を送っており、施設生活は全体の 7 %を占めています。



⑥サービス利用の状況

【利用サービスの種類（人数別・年齢別）】

（平成 25 年度実績）

◇ 更生医療

内容：身体障がい者の障がいを軽減、除去するための医療を給付しました。

実績：6 件

18 歳以上 入院 1 人（3 件：血液透析）

通院 3 人（3 件：うち 血液透析 1 件・抗免疫療法 2 件）

◇ 育成医療

内容：身体障がい児の障がいを軽減するための医療給付です。通院者等は 2 名でした。

実績：2 件 入院・通院 各 2 人

◇ 補装具

内容：自立更生に必要な装具類及び車いす等を交付（修理）しました。

実績：8 件

交付 7 件

（7 件：起立補装具 1 件、座位保持装置 1 件、靴型短下肢装具 2 件、車椅子 3 件）

修理 1 件

（1 件：車いす 1 件）

◇ 居宅介護

内容：身体介護、家事援助、外出支援等のため、障がい者の家庭へホームヘルパーを派遣しました。

実績：18 歳未満 1 人、18 歳以上 8 人

◇ 短期入所

内容：家庭での介護が一時的に困難な場合、施設に短期間の入所を行い介護の便宜を供与しました。

実績：18 歳未満 1 人、18 歳以上 7 人（3 施設）

◇ 施設入所

内容：施設に入所する障がい者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行いました。

実績：18 歳以上 13 人（9 施設）

◇ 生活介護

内容：常時介護が必要とする人で、主に日中に障がい者支援施設などで日常生活上の支援や、生産活動や創作的活動のサービスを提供します。

実績：18 歳以上 24 人（13 施設）

◇ 療養介護医療

内容：筋ジストロフィー患者など医療及び常時の介護を必要とする療養介護施設での療養介護医療費です。

実績：入所者 2 人

◇ 計画相談支援

内容：平成 24 年度より障がい福祉サービスを利用するためには相談支援事業者もしくは本人がサービス利用計画を作成し村へ提出しなければサービス利用ができなくなりました。（平成 27 年 3 月までは周知期間として従前どおりサービス利用計画がなくても可能）

実績：相談支援給付者 10 人

◇ 高額障害福祉サービス費

内容：平成 24 年度より 1 人の方が複数の障がい福祉サービスを利用したりしたため、1 ヶ月の自己負担額の合計が世帯の基準額を超えた場合、超えた金額を助成するものです。

実績：対象者 1 人

◇ 生きがい対応型デイサービス

内容：身体機能の維持向上と自立促進、生活改善等を図るため、機能回復訓練等のサービスを提供しました。

実績：18 歳以上 1 人

◇ 日中一時支援

内容：家庭において一時的に介護ができない在宅心身障がい児者の介護を民間団体（事業者）等に委託しました。

実績：18 歳未満 7 人（4 事業者）、18 歳以上 1 人（1 事業者）

◇ 日常生活用具

内容：特殊寝台等、日常生活上の便宜を図るための用具を給付しました。

実績：18 歳未満 2 人（紙おむつ 12 件）

18 歳以上 11 人（ストマ 59 件）

◇ **タクシー利用料金助成**

内容：社会活動範囲の拡大と経済的負担を軽減するためタクシー乗車券を交付しました。

実績：18 歳以上 8 人 219 枚

◇ **重度心身障害者福祉年金**

内容：在宅重度心身障がい者の介護者に年金を支給し激励しました。

実績：18 歳以上 4 人

◇ **養護学校学童クラブ**

内容：諏訪養護学校の施設を借用し、放課後に保護者が家庭にいない児童の遊びの場や生活の場を提供しました。

実績：18 歳未満 1 人

◇ **配食サービス**

内容：調理が困難な一人暮らし障がい者世帯（日中、障がい者のみになる世帯を含む）に食事（弁当）を提供し、併せて安否確認を行いました。

実績：18 歳以上 2 人（配食数 367 食）

2) アンケートからみる障がい者の状況

障がい者福祉施策をより一層推進していくために、様々な立場からの障がい福祉等に関する意向を把握することが重要なことから、アンケート調査を実施しました。アンケート調査の結果は資料編に掲載しましたが、概要は次のとおりです。

(1) アンケート対象者

- 障がいをお持ちの方（障がい者手帳所持者） 384 名
- 障がい福祉サービス等提供事業者（原村在住の障がい者が利用しているサービス提供事業者） 20 事業者
- 一般事業者 135 事業者
 - 原村内にある法人格を有する一般事業者（村内企業） 90 事業者
 - 原村周辺にある従業員 50 人以上の一般事業者（村外企業、任意抽出） 45 事業者

(2) アンケート調査期間とその方法

- 調査期間：平成 26 年 10 月～ 11 月
- 調査方法：対象者、対象機関へアンケート用紙、返信用封筒を同封して郵送。
アンケートに答えて頂き、アンケート用紙を返信用封筒にて返送。

(3) アンケート回収結果

回収率は次のとおりです。

- | | | |
|------------------|-----------------|-------|
| ○障がいをお持ちの方 | 回収数 194 | 50.5% |
| ○障がい福祉サービス等提供事業者 | 回収数 11 事業者 | 55.0% |
| ○一般事業者 | 回収数 村内企業 45 事業者 | 50.0% |
| | 村外企業 26 事業者 | 57.8% |

(4) アンケート集計結果の概要

障がい者福祉施策の策定で重要と考えられた結果の概要をまとめました。

①障がい者アンケート調査について

A. 相談について

- 悩みの最も多い内容は、すべての障がいにおいて「自分の健康や治療のこと」であり、相談相手も、すべての障がいにおいて、「家族や親戚」が高く、知的障がいのある人は、「障がい者施設の職員」も高くなっています。

B . 権利擁護について

- 成年後見制度^{*}については、すべての障がいにおいて、「制度名や内容を知らない」「制度名を聞いたことがあるが内容は知らない」が7割を超えるなど、関係法令や制度の情報提供が重要と考えられます。

C . 障がい福祉サービスなどについて

- 障がい福祉サービスに関する情報は、身体障がいのある人、精神障がいのある人は、「村の広報誌」や「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」、知的障がいのある人は、「サービスを受けているところ（施設、作業所、事業所）」「障がい者（児）の団体」「村の広報誌」が高くなっています。

D . 外出や生活環境について

- 外出する際に困っていることは、「特に困っていることはない」が全体的に高いが、身体障がいのある人は、「建物の階段・段差」、知的障がいのある人は「トイレの利用」、精神障がいのある人は、「他人との会話」が高くなっています。

E . 雇用・就労について

- 就労に関する支援では、「事業主や職場の人たちが障がい者雇用について十分理解していること」がすべての障がいにおいて高くなっています。なお、精神障がいのある人では、「就業訓練、就労のあっせん、相談などができる場の整備が整っていること」も高くなっています。

F . 地域防災について

- 災害時に困ると思われることは、身体障がいのある人と知的障がいのある人は、「安全なところまで、すぐに避難することができない」、精神障がいのある人は「避難所のように人が多くいるところは苦手である」「必要な薬が手に入らない、治療を受けられない」が高くなっています。

G . 地域福祉や障がいへの理解について

- 「障がい」に対する村民の理解を深めるために必要なことは、身体障がいのある人、知的障がいのある人は、「障がいや障がい者の福祉についての関心や理解を深めるための啓発」、精神障がいのある人は、「障がいや障がい者の福祉についての関心や理解を深めるための啓発」、「障がいのある人への福祉的な就労や生産活動の機会の提供」が高くなっています。
- くらしのなかで特にしてほしいことは、身体障がいのある人は「障がいのある人に対するまわりの人の理解を深めてほしい」、知的障がいのある人は「入所施設や短期入所施設を整備してほしい」、精神障がいのある人は「手当などの経済的な援助を増やしてほしい」「障がい

のある人に対するまわりの人の理解を深めてほしい」が高くなっています。

②サービス提供事業者アンケート調査について

H. 災害時の協力について

- 災害時の協力について、「利用者の安否確認」や「利用者への継続支援」が高くなっています。
- 災害時の利用者以外の障がい者の支援については、「日中の受け入れ」「夜間の受け入れ」「施設の提供」が高くなっています。

③一般事業者アンケート調査について

I. 障がいのある人の今後の雇用の意向

- 今後の障がいのある人の雇用については、「能力があれば雇用したい」、次いで「雇用する考えはない」が高くなっています。「能力があれば雇用したい」は、「製造業」や「飲食店、宿泊業」、「医療・福祉」で多く、「雇用する考えはない」は、「建設業」で多くみられました。
- 「雇用する考えはない」と答えた事業所では、「障がい者の能力に適した職場に配置できない」、「支援体制が整備されていない」が高く、「社員自体を増やせない」、「職場の環境がバリアフリー*になっていない」も次いで高くなっています。

J. 障がいのある人の雇用の課題

- 障がいのある人を雇用するうえでの課題として、大部分の業種において、「どんな作業が向いているかわからない」、「職場設備の改善」、「周囲とのコミュニケーション」が高くなっています。

K. 社会全体で障がいのある人の就労に向けて、必要なこと

- 社会全体で障がいのある人の就労にむけて必要なことは、「職場の障がいのある人に対する理解を深める」、「通勤手段を確保できるようにする」、「企業が積極的に障がいのある人を雇用する（トライアル雇用*など）」が高くなっています。

3) 第3期原村障がい福祉計画の達成状況

平成24年度～平成26年度の計画期間であった「第3期原村障がい者福祉計画」の達成状況とをとりまとめます。

基本目標1 障がい者に対する理解の促進

施策の展開	(1) 障がい者に対する理解の促進
実施係	社会福祉係
施策内容の概要	○ 村の広報媒体を活用。 ○ 自治組織や地域住民等による地域福祉活動を支援。 ○ 小中学校における福祉体験学習の機会を充実。 ○ 地区子ども会での交流の推進。
達成状況	○ 積極的な啓発、広報の推進、理解と交流を深め、「障がい者スポーツ大会の参加」、「諏訪地域自立支援協議会フォーラムの参加」、「地域福祉活動の支援」、「社協希望の旅への助成」、「社協を通じての福祉体験学習の実施」などを各年度で行いながら、目標を達成できた。

基本目標2 相談体制の充実

施策の展開	(1) 相談体制の充実
実施係	社会福祉係
施策内容の概要	○ 障がい者へのケアマネジメント*機能の導入に伴う、相談者が安心して相談できる体制の再構築。 ○ 諏訪圏域障害者総合支援センターオアシス相談員や民生児童委員*等と協働し、地域における相談ネットワークの充実。
達成状況	○ 諏訪圏域障害者総合支援センターオアシスの体制強化を図り、相互の情報等の連携に努めたり、社協、民生児童委員と連携し一人暮らし障がい者の見守りを行いながら、各年度で目標を達成できた。

基本目標3 療育・保育・教育の充実

施策の展開	(1) 療育・障がい児保育の充実
実施係	保育所
施策内容の概要	○ 保育所・幼稚園での健診を通じた早期発見に努める。 ○ 保育所での障がい児受け入れ条件を整え、保育の実施を進める。 ○ 地域療育の連携を進めるための個別支援計画の実現に向けた検討。
達成状況	○ 保育士、保健師の情報交換を密にし、早期発見に努めたり、清水学園と保育所間で訪問支援の実施しながら、各年度で目標を達成できた。 ○ 個別支援計画の実現に向けた検討は引き続き実施していく。

施策の展開	(2) 学校教育の充実
実 施 係	総務・学校教育係
施策内容の概要	◦ 小中学校では、関係機関と連携し、障がい種別や発達状態の理解に努める。 ◦ 教育課題を踏まえた教育課程の再編、指導方法の工夫に努める。 ◦ 学校の教育相談や就学指導の整備に努める。 ◦ 将来にわたっての見通しが持てるような相談活動の推進に努める。
達成状況	◦ 小、中と関係機関との連携、教育相談や就学指導の整備を行いながら、目標を達成できた。

施策の展開	(3) 休日や放課後の生活の充実
実 施 係	社会福祉係
施策内容の概要	◦ 学齢期にある障がい児の放課後や休日の生活の充実を図るために、引き続き近隣市町と連携して障がい児学童クラブでの受け入れを進める。
達成状況	◦ 地域生活支援事業（日中一時支援事業）や茅野市、富士見町と共同で障がい児学童クラブを実施し、各年度ともに、目標を達成できた。

基本目標4 保健・医療サービスの充実

施策の展開	(1) 障がいの早期発見、早期対応の充実
実 施 係	健康づくり係
施策内容の概要	◦ 妊産婦・新生児は保健師が訪問し、早期対応の推進、健診でのきめ細かな相談・指導体制の充実を図る。 ◦ 障がい者の基本健診の受診を促進、生活習慣病予防に努める。
達成状況	◦ 健診を通じて、相談、指導体制の充実を図り、各年度ともに目標を達成できた。

施策の展開	(2) 医療との連携
実 施 係	健康づくり係
施策内容の概要	◦ 難病患者や障がい者は、医療機関と連携を図り、適切に対応。 ◦ 特に、精神障がい者は、ケア会議等を通じて主治医との連携に努める。 ◦ 可能な限り医療費特別給付金制度を継続。
達成状況	◦ 保健師が中心となり、医療機関や主治医と連携したり、障がい者医療費特別給付金制度を実施したり、各年度ともに、目標を達成できた。

施策の展開	(3) 健康づくり施策の充実
実 施 係	健康づくり係
施策内容の概要	◦ 健康教室等の充実 ◦ 健康に関する意識の普及啓発や健康相談、訪問指導の充実に努める。

達成状況	健康教室は行っていないものの、講演会を開催し、普及啓発は図っている。おおむね、目標を達成できた。
施策の展開	(4) リハビリテーション*体制の整備
実施係	健康づくり係
施策内容の概要	- 転倒骨折予防教室や個別訪問による機能訓練事業の充実を図る。 - 医療機関や民生児童委員、その他関係機関からの連絡に基づき、保健・医療・福祉サービスに関する迅速な情報提供を図る。
達成状況	保健・医療・福祉サービスに関する迅速な情報提供は行っていないが、機能訓練事業は毎年行い、おおむね目標を達成できた。

基本目標5 福祉サービスの充実

施策の展開	(1) 在宅福祉サービスの充実
実施係	社会福祉係
施策内容の概要	- ホームヘルプサービス*、ショートステイ*、デイサービス*事業は、サービス提供体制の質及び量の充実を図る。 - 利用者に対するケアマネジメント体制を確立。 - 諏訪地域障害者自立支援センター等と連携を図り、障がい者の自立を支援。
達成状況	訪問系サービス、日中活動系サービスは別表参照。各年度ともに、数値目標までは達成していないが、ニーズに応じたサービスを実施。

(別表)

○訪問系サービス

(1月当たり)

種類	単位	第3期計画					
		計画			実績		
		24年度	25年度	26年度	23年度	24年度	25年度
居宅介護	時間	186	217	248	80	78	77
	人	12	14	16	7	8	9
重度訪問介護	時間	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
同行援護	時間	0	0	5	0	0	0
	人	0	0	1	0	0	0
行動援護	時間	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0

○日中活動系サービス

(1月当たり)

種 類	単 位	第 3 期 計 画					
		計 画			実 績		
		24 年度	25 年度	26 年度	23 年度	24 年度	25 年度
生 活 介 護	人日分	440	418	418	216	364	404
	人	19	18	18	12	22	24
自 立 訓 練 (機 能 訓 練)	人日分	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
自 立 訓 練 (生 活 訓 練)	人日分	0	0	0	0	0	12
	人	0	0	0	0	0	1
就 労 移 行 支 援 *	人日分	40	80	120	0	0	28
	人	2	4	6	0	0	2
就 労 継 続 支 援 (A 型)	人日分	16	16	32	0	18	27
	人	1	1	2	0	2	3
就 労 継 続 支 援 (B 型)	人日分	36	48	36	40	30	34
	人	3	4	3	3	3	6
療 養 介 護	人	2	2	2	1	2	2
短 期 入 所	人日分	120	135	150	30	25	21
	人	8	9	10	3	4	7

○居住系サービス

(1月当たり)

種 類	単 位	第 3 期 計 画					
		計 画			実 績		
		24 年度	25 年度	26 年度	23 年度	24 年度	25 年度
共 同 生 活 援 助	人	1	1	1	0	0	1
共 同 生 活 介 護		7	8	9	5	5	5
施 設 入 所 支 援	人	11	10	9	13	13	13

○その他サービス

(1月当たり)

種 類	単 位	第 3 期 計 画					
		計 画			実 績		
		24 年度	25 年度	26 年度	23 年度	24 年度	25 年度
計 画 相 談 支 援	人	12.42	13.5	15.58	-	0.8	2
地 域 移 行 支 援	人	1.5	1.5	2	-	-	-
地 域 定 着 支 援	人	2.17	2.42	2.42	-	-	-

施策の展開	(2) 施設福祉サービスの充実
実 施 係	社会福祉係
施策内容の概要	。障がい者の自立促進を図るために、各施設との連携強化を図る。

達 成 状 況	。施設入所者への定期訪問、共同生活援助、共同生活介護、施設入所支援を行いながら、各年度ともに、目標を達成できた。
---------	--

施策の展開	(3) 地域生活支援の充実
実 施 係	社会福祉係
施策内容の概要	。関係機関と連携し、障がい者のニーズを的確に把握し、障がい者に関する保健・医療・福祉・教育等にかかる各種サービスが効果的に実施されるよう、調整を図る。
達 成 状 況	。地域生活支援事業、村単事業の実施は別表参照。各年度ともに、数値目標までは達成していないが、ニーズに応じたサービスを実施。

(別表)

○相談支援事業

	単 位	見 込	計 画		実 績		
		23 年度	24 年度	25 年度	23 年度	24 年度	25 年度
障がい者相談支援事業	箇所数	2	2	2	2	2	2
地 域 自 立 支 援 協 議 会 の 設 置	箇所数	1	1	1	1	1	1
相談支援機能強化事業	箇所数	1	1	1	1	1	1
成 年 後 見 制 度 利 用 支 援 事 業	箇所数	0	1	1	0	0	0

○意思疎通支援事業（平成 24 年度までコミュニケーション支援事業）

(1 月当たり)

	単 位	見 込	計 画		実 績		
		23 年度	24 年度	25 年度	23 年度	24 年度	25 年度
意思疎通支援事業	実 設 置 見込み数	0	0.08	0.08	0	0	0

○手話奉仕員養成研修事業（平成 25 年 4 月 1 日施行）

(1 月当たり)

	単 位	見 込	計 画		実 績		
		23 年度	24 年度	25 年度	23 年度	24 年度	25 年度
手話奉仕員養成研修	実 設 置 見込み数	-	-	0.08	-	-	0

平成 25 年度施行の事業であるため、平成 23、24 年度の見込み、計画、実績はない。

○日常生活用具給付等事業

(1月当たり)

	単 位	見 込	計 画		実 績		
		23 年度	24 年度	25 年度	23 年度	24 年度	25 年度
介護・訓練支援用具	件 数	0	0.25	0.25	0	0	0
自立生活支援用具	件 数	0.08	0.08	0.08	0.08	0	0
在宅療養等支援用具	件 数	0	0.33	0.33	0	0.08	0
情報・意思疎通支援用具	件 数	0	0.08	0.08	0	0	0
排泄管理支援用具	件 数	10.5	13	15	10.3	11.33	11.8
居宅生活動作補助用具	件 数	0.08	0.17	0.17	0.08	0	0

○移動支援事業

(1月当たり)

	単 位	見 込	計 画		実 績		
		23 年度	24 年度	25 年度	23 年度	24 年度	25 年度
移 動 支 援 事 業	実 人 数	1	2	2	1	2	2
	時 間 数	14.8	40	40	17.2	8.33	5.87

○日中一時支援事業

(1月当たり)

	単 位	見 込	計 画		実 績		
		23 年度	24 年度	25 年度	23 年度	24 年度	25 年度
日 中 一 時 支 援 事 業	箇 所 数	5	5	5	3	3	4
	実 人 数	7	7	8	7	7	7
	時 間 数	25	60	70	155	19.75	84.2

○生活サポート事業

(1月当たり)

	単 位	見 込	計 画		実 績		
		23 年度	24 年度	25 年度	23 年度	24 年度	25 年度
生 活 サ ポ ー ト 事 業	実 人 数	1	1	1	1	0	0

○原村独自事業の状況

事業名	内 容	実 績		
		23 年度	24 年度	25 年度
原 村 医 療 費 特 別 給付金事業(障がい者)	身障3級以上、療育B1以上、精神2級以上、ウィルス肝炎、特定疾患、自立支援医療受給者証所持者の全員を対象に医療費を給付(県単事業を除く)	371 (566)	319 (582)	306 (614)
障害者余暇活動事業	障がい者とその介護者のためのリフレッシュ事業として希望の旅を実施する。社協への補助事業	1	1	1
重度心身障害者等 タクシー利用料金 助 成 事 業	重度心身障がい者の年60回を限度としてタクシー中型車初乗料金の額と迎車回送料金の合算した額を補助	9	8	8
身体障害者用自動車 改 造 助 成 事 業	身体障がい用自動車改造に1件10万円を限度に助成する。	0	1	0
原村循環線及び通学 通勤支援便運賃割引	障害者手帳提示者を対象に身体障がい者等運賃を設定(標準運賃から100円～200円割引)	-	-	-
原 村 障 害 児 等 通所通園事業補助	社会福祉施設への通所通園に要する交通費を補助し、障がい児等の福祉の向上を図る。	9	9	8
配 食 サ ー ビ ス	食事の調理が困難な一人暮らしの障がい者世帯(日中、障がい者のみになる世帯を含む)に弁当を提供し、(1食650円のうち350円補助)併せて安否の確認をする。	2	2	2
生 き が い デ イ サ ー ビ ス	障がい者のデイサービスが制度上なくなったが、継続してニーズに応える。	3	1	1
重度心身障害者 福祉年金支給事業	重度心身障がい者を6か月以上介護している者に月額20,000円を支給	6	4	4
原 村 福 祉 用 具 等 貸 与 事 業	障がい者の福祉の向上を図るため福祉用具を無償貸与する。	0	0	0
補 装 具 給 付 金	補装具購入時の自己負担額(1割)を補助	8	1	2
諏 訪 養 護 学 校 学 童 ク ラ ブ	昼間保護者が家庭にいない諏訪養護学校に通う児童、生徒に対して生活指導や健全育成を図る。	1	1	1

※原村医療費特別給付金事業(障がい者)実績の上段は村単受給延べ人数、下段()内は県単受給延べ人数。

※障害者余暇活動事業については、年間開催回数。

※原村循環線及び通学通勤支援便運賃割引実績については委託事業者に把握を義務付けていないため把握できない。

施策の展開	(4) 情報提供の充実
実 施 係	社会福祉係
施策内容の概要	- 保健・医療・福祉に関する情報の一元化を検討。 - 障がい者が様々なサービスの情報を入手できるような支援を実施。 - ガイドブック等、広報媒体を活用して提供する仕組みの充実を図る。 - 誰もが必要な情報を容易に入手できるような環境整備を検討。

達成状況	- 各世帯に「障害者福祉ガイドブック」、障害者手帳配付時や申請書受付時に「障害者福祉ガイドブック」・「障害福祉サービス利用ガイドブック」を、自立支援医療受給者証配付時には「医療費特別給付金支給制度のチラシ」を配布しながら、情報提供を行い、各年度ともに、目標を達成できた。 - 保健・医療・福祉に関する情報の一元化についてはサービス利用者については個別の支援会議で一元化できている。その他の方など全体的な一元化に向け更に検討を継続する。
------	--

基本目標6 就労・社会参加の促進

施策の展開	(1) 雇用・就労の促進
実施係	社会福祉係
施策内容の概要	- 公共職業安定所等の関係機関と連携し村内事業所への障がい者雇用の啓発。 - 労働・保健・医療・福祉・教育等の関係者と連携による障がい者の就労支援を推進。 - 地域福祉活動支援センターの運営は、県の施策との整合を図りながら、運営内容の充実に努める。
達成状況	就労支援の推進、地域活動支援センターの運営を行いながら、各年度ともに、目標を達成できた。

○地域活動支援センター

(1月当たり)

事業名	単位	見込	計画		実績		
		23年度	24年度	25年度	23年度	24年度	25年度
地域活動支援センター	箇所数	1	1	1	1	1	1
	延人数	69	62	78	70	58.5	79.5

施策の展開	(2) 社会参加への支援
実施係	社会福祉係
施策内容の概要	- 外出支援事業や重度心身障害者等タクシー利用料金助成事業を実施。 - 移動手段を確保できない障がい者のために福祉輸送サービスの支援。 - 手話通訳者やガイドヘルパー*などの養成や派遣に努める。
達成状況	福祉輸送サービス支援、社会参加事業を行いながら、各年度ともに、目標を達成できた。

施策の展開	(3) 学習・スポーツ・文化活動等への支援
実施係	社会福祉係

施策内容の概要	◦ 誰もが気軽に学習やスポーツ、行事などに参加できる様、広報・啓発活動を一層推進。 ◦ 地域住民の一人として地域行事に参加する機会が持てるよう、余暇活動を支援。
達成状況	◦ 学習などへの参加促進や、余暇活動支援など各年度ともに、目標を達成できた。

施策の展開	(4) 障がい者関係団体への支援
実施係	社会福祉係
施策内容の概要	◦ 障がい者関係団体やボランティア団体等の諸活動に対する助言、支援をはじめ、これら団体の育成・支援に努める。
達成状況	◦ 原村身体障害者福祉協会など障がい関係団体への支援や、各種大会への参加、総会資料の作成を行うなど各年度ともに、目標を達成できた。

基本目標7 福祉のむらづくりの推進

施策の展開	(1) 生活・住環境の整備
実施係	社会福祉係
施策内容の概要	◦ バリアフリー法に基づき交通施設のバリアフリー促進や公共施設の改修。 ◦ 新築等の整備にあたっては、ユニバーサルデザイン[*]に考慮して建築物のバリアフリーの促進に努める。 ◦ 住宅改修に関する相談・支援体制も引き続き実施。
達成状況	◦ バリアフリー促進については実施できず。 ◦ 住宅改修に関する相談・支援は継続実施した。

施策の展開	(2) 防災対策の充実
実施係	社会福祉係
施策内容の概要	◦ 障がい者の災害時等の緊急事態に迅速に対応するために、関係機関からなる地域支援ネットワーク体制の整備を進める。 ◦ 平常時から一人暮らしをはじめとする障がい者の実態等の把握に努める。 ◦ 原村障害者等防災・避難マニュアルの活用や避難訓練への障がい者の積極的参加を促し防災知識の普及・啓発を図る。
達成状況	◦ 一人暮らし等の障がい者の実態把握、・年度ごとに、計画的に地区ごとを周り、避難訓練への障がい者の積極的参加を行った。各年度ともに、目標を達成できた。 ◦ 地域支援体制整備は、防災計画・災害対策基本法等に基づき今後も実施していく。

施策の展開	(3) ボランティア活動への支援
実施係	社会福祉係

施策内容の概	◦ 社会福祉協議会にボランティア活動の中核的役割を担うコーディネーターを設置し、情報の提供や相談、連絡調整等を行う。 ◦ ボランティア講座や研修会等を開催し、ボランティアの育成を図る。 ◦ 学校や福祉施設等と連携を図りながら、ボランティア活動の参加機会の拡充を図る。
達成状況	◦ 社会福祉協議会への財政支援により、ボランティアの育成、活動などの充実を図った。

4) 現状からみた課題

統計やアンケート調査、第3期計画の実績などをふまえ本計画の障がい福祉に関する主な課題です。

課題1 障がい、障がい者への理解の充実

障がいのある人のアンケートでは、「障がい」に関する村民の理解を深めるためには、障がいや障がいのある人についての関心や理解を深めるための啓発が必要という回答が多くあげられました。一般事業者のアンケートでも雇用の課題として、「どんな作業が向いているかわからない」など、障がい、障がい者への理解の充実の必要性がみられました。現在でも広報や地域福祉活動を通じて、理解の促進に努めていますが、今後、本村における障がいのある人の社会参加を進めていく流れのなかでは、今まで以上に村民の障がいへの理解が求められます。そこで、教育・啓発活動を学校や、村民に対して行っていく必要があります。

課題2 相談体制・情報の受発信の構築

障がいのある人のアンケートでは、障がい福祉サービスにおける情報が少ないこと、サービス利用の手続きの簡略化などの回答があげられました。また、相談支援事業は現在村で2か所実施されていますが、障がいによって相談内容も異なってくるため、より障がいの特性に応じた支援が求められています。さらに、障がいのある人のアンケートでは、権利擁護の制度について知らないという回答も多くあげられました。今後は、障がいのある人自身やその家族などが情報を入手しやすいよう周知を図っていくこと、また、障がいのある人が困った場合に支援できるなど相談支援の体制づくりが重要と考えられます。

課題3 障がいのある人を支える機関の連携促進

障がいのある人のアンケートでは、悩んでいることの相談相手として、障がいによらず、家族・親戚のほか、障がい者施設の職員、原村社会福祉協議会（地域活動支援センター）、役場、医療機関、諏訪圏域障害者総合支援センターオアシスなど多様な機関があげられています。情報の入手先としても、障がいによらず多様な傾向です。障がいのある人を支えていくには、それぞれの機関の連携をさらに促進し、円滑な支援体制を構築していくことが重要です。

課題4 障がいのある人の就労環境づくり

障がいのある人のアンケートでは、働きたいが働けない理由として、障がい者についての職場の理解度が低いという回答がありました。また、学校卒業時の進路についての施策のなかでも、就労することに関する回答が多くありました。なお、一般事業者のアンケートでは、能力があれば雇いたいという回答もありました。現在でも、公共職業安定所等の関係機関と連携し、村内企業への障がい者雇用の啓発を行っていますが、今後も、障がいのある人の雇用に関する理解を得るために

情報発信するなど、障がいのある人の就労環境づくりが重要と考えられます。

課題5 災害時を想定した避難体制の整備

障がいのある人のアンケートでは、災害時の困ることとして、安全なところまで、すぐに避難することができないことがあげられています。近年、自然災害が多いなか、災害が発生した場合の緊急時の避難・支援体制を整備することが重要です。サービス提供事業所のアンケートのなかでも、災害時の協力として、施設の提供や受け入れが可能という回答も多くあります。そこで、災害時の移動や障がい特性をふまえた上で避難所の整備、周知を行っていく必要があります。

課題6 まち全体におけるバリアフリー化の推進

障がいのある人のアンケートでは、外出するときや、バス・鉄道などの公共機関の利用時において、支援が必要という回答が高い傾向でした。また、医療を受ける上での不安要素としても、「医療機関までの交通手段が確保しにくい」などもあげられています。さらに、外出する際に困っていることとして、建物の階段、段差も回答が高い傾向です。そこで、障がいのある人が外出する際に極力不安要素を取り除けるような、まち全体でバリアフリー化を推進することが重要です。

第3章 障がい者計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

- 障がいは誰にも生じ得る身近なものですが、その症状や程度は多種多様で、同じ障がいでも一律ではなく、身体障がいの内部障がい、精神障がいや知的障がいのように外見では分からない障がいもあります。
- また、意図的にはないが障がいについて知らないため、結果的に障がいのある方に不自由・不快な思いをさせていることも承知のとおりです。
- 障がいのある方やご家族の努力だけでは解決できないことが多い一方で、周囲の理解や配慮があれば実現可能なことも多く存在し、地域での自立した生活や、就労も決して例外ではありません。
- 共に生きる社会を作るため、村全体で障がいについて理解を深めると共に、日常生活や事業活動の中で出来る配慮や工夫について、住民一人ひとりが考え実践に移していくことが重要です。
- 以上の点を踏まえ、障がいの有無に関わらず、誰もがお互いの人格と個性を尊重し、地域で支え合う村づくりをめざして、本計画の基本理念を次のとおり設定しました。

障がいの有無に分け隔てなく 共に理解し支え合う 自立と社会参加のむら 原村

第2節 基本目標

「障がいの有無に分け隔てなく 共に理解し支え合う 自立と社会参加のむら 原村」を基本理念とし、次の7つの基本目標を設定します。

- (1) 障がい者に対する理解の促進
- (2) 相談体制の充実
- (3) 療育・保育・教育の充実
- (4) 保健・医療サービスの充実
- (5) 福祉サービスの充実
- (6) 就労・社会参加の促進
- (7) 福祉のむらづくりの推進

第3節 計画の体系

基本方針	基本目標	施策の展開
障がいの有無に分け隔てなく 共に理解し支え合う 自立と社会参加のむら 原村	1 障がい者に対する理解の促進	1 啓発・広報の推進 2 福祉教育の推進
	2 相談体制の充実	1 相談ネットワークの充実
	3 療育・保育・教育の充実	1 療育・障がい児保育の充実 2 学校教育の充実 3 休日や放課後の生活の充実 4 連携・情報共有による支援
	4 保健・医療サービスの充実	1 障がいの早期発見、早期対応の充実 2 医療との連携 3 健康づくり施策の充実 4 リハビリテーション体制の整備
	5 福祉サービスの充実	1 在宅福祉サービスの充実 2 施設福祉サービスの充実 3 地域生活支援の充実 4 サービス情報の入手に向けた支援
	6 就労・社会参加の促進	1 雇用・就労の促進 2 社会参加への支援 3 学習・スポーツ・文化活動等への支援 4 障がい者関係団体への支援
	7 福祉のむらづくりの推進	1 生活・住環境の整備 2 権利擁護の充実 3 虐待防止対策 4 防災対策の充実 5 ボランティア活動への支援

第4章 障がい者計画の基本目標とその取り組み

第1節 基本目標

基本目標1 障がい者に対する理解の促進

現状と課題

障がい者への理解を広げていくために、村では広報紙やサラダチャンネル、有線放送、ホームページなどを活用して啓発・広報活動を行っています。

原村社会福祉協議会では、小・中学生を対象に福祉体験学習を開催し、福祉教育を推進しています。

また、学校教育においては、総合的な学習の時間を使って福祉体験学習を実施するとともに、児童生徒が特別支援学級^{*}と通常学級との交流を深め、特別支援学校児童生徒との副学籍事業による共同学習を通じ福祉教育に取り組んでいます。しかし、まだ十分な取り組みが行われているとは言えません。

障がい者が地域の中で生活していくためには、なお一層の障がい者に対する差別意識を無くするための理解と認識を促進させることが重要です。

施策の展開

(1) 啓発・広報の推進

村の広報媒体を活用し、積極的に啓発・広報を推進するとともに、障害者週間に合わせて啓発を行います。

また、障がいや障がいのある人への理解を深めるために民生児童委員や社会福祉協議会、ボランティア活動団体をはじめ、自治組織やサービス提供事業所等での障がいのある人との交流を進めます。合わせて、その機会を通じて地域における障がい者の生活支援を充実していくために、行政や相談機関とのつなぎ役を担っていただけるよう、啓発します。

(2) 福祉教育の推進

障がい者への正しい理解と認識を深め、福祉教育を推進するために、小・中学校においては、すでに実施している児童生徒が特別支援学級と通常学級との交流をさらに深めるとともに、特別支援学校児童生徒との副学籍事業による共同学習を通じ福祉体験学習の機会を充実させます。

基本目標 2 相談体制の充実

現状と課題

障がい者や障がい児に関する各種相談は、地域福祉センターや保健センターで保健師や家庭児童相談員、担当職員が応じていますが、地域福祉センター等に来所できない場合は、訪問相談も行っています。近年は、電話による初回相談が増加しているとともに、病気や障がいだけではなく生活全般にわたっての相談が多いため、諏訪圏域障害者総合支援センターオアシスなどの関係機関と連携して対応しています。

一方、身近な地域で原村社会福祉協議会職員や民生児童委員が相談に応じています。

地域福祉センターや保健センターは、相談者のプライバシーに配慮した場所が少ないことから、安心して相談できる施設の整備が急務となっています。

また、指定相談支援が、平成 24 年 4 月 1 日から、指定特定相談支援及び指定一般相談支援に位置付けられました。指定特定相談支援は、現在の指定相談支援で行っている障がい福祉サービスの利用計画の作成等を行う計画相談支援と障がい者等の相談支援を行う事業です。

施策の展開

(1) 相談ネットワークの充実

障がい者の身近な相談業務の充実を図るために、平成 26 年 12 月から諏訪圏域の基幹相談支援センターとなった「諏訪圏域障害者総合支援センターオアシス」を中心に相談支援事業所や民生児童委員、原村社会福祉協議会等と協働し、地域における相談ネットワークを充実します。

関係相談窓口の連携を強化し、障がいの種別程度を問わず、障がい者がさまざまなサービスのの中から自分の生活に必要なサービスを選び、利用しながら、地域で暮らすことができるよう、相談者の様々なニーズにあった気軽に安心して相談できる体制を整備します。

また、平成 27 年度建設予定の保健センター内には相談室の設置も計画されより安心して相談を受けられる場も整備します。

基本目標 3 療育・保育・教育の充実

現状と課題

乳幼児健診等により助言等が必要と思われる乳幼児に対して、保健福祉事務所や医療機関など関係機関と連携をとりながら個別支援を行い、障がいの実態に応じて保健福祉事務所や通所施設などを紹介しています。

また、乳幼児から学齢期への移行段階では、教育支援委員会を開催し、医学、心理学、教育学の専門家や関係機関、保護者等の意見を聴いて障がいの種類や程度に応じた適切な就学を推進しています。

さらに、学校教育においては、基本的な生活力や向上心を育て楽しくいきいきと学習できる環境づくりを進めるとともに、障がいの状態に応じて学級間交流や副学籍による交流も行っています。

なお、乳幼児期からの情報共有による一貫した支援体制は今後も充実を図っていく必要があります。

施策の展開

(1) 療育・障がい児保育の充実

障がい児及び発達上の課題がある乳幼児への早期療育体制を充実させるために、健診や保育所・幼稚園での早期支援に努めます。保育所での障がい児受け入れ条件を整え、保育の実施を進めます。

また、障がい児施設、保育所・幼稚園、学校をつなぐ地域療育の連携を進めるために、障害児支援利用計画作成を個々に勤め対応します。

(2) 学校教育の充実

小・中学校では、関係機関と連携し、障がいの種別や発達の状態の理解に努め、一人ひとりの教育的な課題を踏まえた教育課程の再編と指導方法の工夫に努めます。

さらに、学校の教育相談や就学指導の整備に努めるとともに、将来にわたっての見通しが持てるような相談活動の推進に努めます。

将来にわたって地域で暮らしていく礎とするためにも特別支援学級と通常学級との交流をさらに深めるとともに、特別支援学校児童生徒との副学籍事業による交流及び共同学習の機会をさらに充実させます。

(3) 休日や放課後の生活の充実

昼間、保護者が家庭にいない長野県諏訪養護学校に通う児童及び生徒（以下「児童生徒」という。）に対して正しい生活指導を行うとともに、児童生徒の健全育成を図るため、引き続き近隣

市町と連携して原村養護学校学童クラブでの受け入れを進めます。

また、放課後等デイサービス事業所を把握しサービス利用につなげていきます。

（４）連携・情報共有による支援

保健、医療、福祉、教育など関係部署が連携し、総合的な相談・支援体制を整備するとともに、障がいの早期発見・療育、情報交換を進め、乳幼児期からの情報の共有により支援します。

基本目標 4 保健・医療サービスの充実

現状と課題

乳幼児に対して、訪問・相談事業、先天性股関節脱臼検診、乳児健診（生後4、7、10か月）、1歳半健診、2歳児歯科検診、2歳半歯科検診、3歳児健診を実施し、経過観察や精密検査が必要な場合は、医療機関などを紹介し、早期診断・療育相談にあたっています。なお、必要に応じて本人や家族に対して保健師や、栄養士などが家庭訪問し、保健指導を行い、支援しています。

施策の展開

（１）障がいの早期発見、早期対応の充実

妊産婦・新生児については保健師が訪問し、早期対応を推進するとともに、健診でのきめ細かな相談・指導体制の充実を図ります。

また、障がい者の基本健診の受診を促進し、障がいの一因となる脳血管疾患や糖尿病などの生活習慣病予防に努めます。

（２）医療との連携

専門的な医療を必要とする難病患者や障がい者に対しては、医療機関と連携を図り、適切に対応します。特に、精神障がい者にとっては、ケア会議等を通じて主治医との連携に努めていきます。

また、障がい者の医療費負担を軽減するために、可能な限り医療費特別給付金制度を継続するとともに、制度の周知と利用の促進を図ります。

（３）健康づくり施策の充実

障がい者やその家族の健康の保持増進のため、健康教室等の充実を図り、生活習慣病の予防や健康増進、心の健康づくりなど健康に関する意識の普及啓発や健康相談、訪問指導の充実に努めます。

（４）リハビリテーション体制の整備

加齢等による心身機能の低下及び二次的な機能低下を防止することを目的に、転倒骨折予防教室や個別訪問による機能訓練事業の充実を図ります。

また、医療機関や民生児童委員、その他関係機関からの連絡に基づき、保健・医療・福祉サービスに関する迅速な情報提供を図ります。

基本目標 5 福祉サービスの充実

現状と課題

支援費制度から自立支援制度になり、障がい者が障がい種類に関わらず障がい者の自立支援を目的にした共通の福祉サービスを共通の制度により利用されています。それと共に、働く意欲と能力のある障がい者が企業等で働けるよう就労支援サービスも利用されています。平成 25 年度からは、障がいの定義に難病等が追加され、障がいのある人もない人も、互いに人格と個性を尊重し、安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指して、障がい者の日常生活と社会生活を総合的に支援する障害者総合支援制度となりました。

平成 27 年度からは、障がい福祉サービスを利用されるすべての障がい者は、個々に応じたサービス等利用計画を相談支援専門員が作成しサービス提供事業者との連絡調整と相談に対してのアドバイスを受けられます。

福祉サービスに関する情報等については、広報媒体にて提供していくと共に相談支援事業所等と連携をして提供に努めます。

施策の展開

(1) 在宅福祉サービスの充実

ホームヘルプサービス、ショートステイ、デイサービス事業は、サービス提供体制の質及び量の充実を図るとともに、利用者に対するケアマネジメント体制を確立します。

また、諏訪圏域障害者総合支援センターオアシスなどと連携を図り、障がい者の自立を支援します。

(2) 施設福祉サービスの充実

障がい者の自立促進を図るために、各施設との連携強化を図ります。

(3) 地域生活支援の充実

関係機関と連携し、障がい者のニーズを的確に把握し、障がい者に関する保健・医療・福祉・教育等にかかる各種サービスが効果的に実施されるよう、調整を図ります。

(4) サービス情報の入手に向けた支援

保健・医療・福祉に関する情報の一元化を検討し、障がい者がさまざまなサービスの情報を入手できるような支援を行います。

また、「原村障害者福祉ガイドブック」などの配布や広報媒体を活用して提供する仕組みの充実を図るとともに、誰もがが必要な情報を容易に入手できるような環境整備を検討します。

基本目標 6 就労・社会参加の促進

現状と課題

障がい者の就労対策については、公共職業安定所や県、諏訪圏域障害者就業・生活支援センターすわーくらいふと連携を図って取り組んでいます。現時点では、村内企業等への啓発活動は行っておりません。

一方、障がい者の就労機会の確保と社会参加の促進を図るために、精神障がい者社会復帰施設の運営費負担と通所者に対する通所補助を行っています。平成 17 年度に原村老人憩の家の一角に地域活動支援センターを開設し、地域の一員として生活を送れるよう支援しています。

また、社会参加を促進するために、外出支援事業や重度心身障がい者等タクシー利用料金助成事業を実施しています。スポーツ・レクリエーション及び文化活動に関する情報提供は行っていますが、スポーツ大会や指導者の育成については、村単独での開催は困難なことから、現在では、諏訪圏域で対応しています。

施策の展開

(1) 雇用・就労の促進

障がい者の雇用対策として、障害者雇用促進法^{*}において、まず、企業に対しての障がい者雇用枠の障がい者雇用率制度があります。そして、障がい者の雇用の促進と安定を図るために、公共職業安定所などの関係機関と連携して村内事業所への障がい者雇用の啓発を行うとともに、労働・保健・医療・福祉・教育等の関係者との連携による障がい者の就労支援を推進します。

また、地域活動支援センターの運営については、県の施策との整合を図りながら、運営内容の充実に努めます。

(2) 社会参加への支援

社会参加を促進するために、引き続き外出支援事業や重度心身障がい者等タクシー利用料金助成事業を実施しますが、通院を含め、移動手段を確保できない障がい者のための移送サービスについては、福祉輸送サービスで支援を行っています。

また、障がい者の多様なニーズに応じたサービスを提供するため、手話通訳者やガイドヘルパーなどの養成や派遣に努めます。

(3) 学習・スポーツ・文化活動等への支援

障がいのある人もない人も、誰もが気軽に学習の場やスポーツ、行事などに参加でき、文化・芸術活動の振興を図るため、広報・啓発活動を一層推進するとともに、地域住民の一人として地域行事に参加する機会が持てるよう、余暇活動を支援します。

（４）障がい者関係団体への支援

障がい者の社会参加を促進するうえで、障がい者やその関係者による地域住民とのかかわりをもった組織的活動が重要になります。障がい者関係団体やボランティア団体等の諸活動に対する助言、支援をはじめ、これら団体の育成・支援に努めます。

基本目標 7 福祉のむらづくりの推進

現状と課題

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」等に基づき、道路を新設・改良するとともに、公共施設の改修にあわせて改善しています。さらに、できるだけ住み慣れた家で快適に生活できるよう、住宅改修が必要となった場合に建築・医療・福祉等の専門家を派遣して助言を行ったり、住宅改修にかかる費用の一部を助成したりしています。

また、災害時における障がい者の対応については、個人情報保護に留意しつつ安否確認や避難誘導等の支援を円滑に行うため、原村災害時要援護者避難支援プランを策定しました。平成 25 年 6 月の災害対策基本法の一部改正及び平成 26 年 7 月原村地域防災計画の改定がなされました。今後、それに沿った支援体制の整備を進める必要があります。

ボランティアに関しては、原村社会福祉協議会でボランティアグループの育成や小・中学生を対象としたボランティア教室の開催、ボランティア情報の提供などを行っています。

また、障がいのある人が、判断能力が不十分なために金銭管理やサービスの利用等を自ら行うことが難しい場合、また悪質な金銭詐欺等に巻き込まれないようにするため、障がいのある人への権利擁護が必要となります。

また、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が平成 23 年に成立したことにより、通報義務や虐待を受けた障がい者等の保護規定等が定められています。

本村では障がいのある人に対する各種権利擁護事業を実施しています。また、虐待発生を未然に防ぐため、虐待に対する意識促進を図る事業や、早期発見・早期対応へ向け、関係機関との連携し、一貫した支援体制の確立を図っています。

施策の展開

（１）生活・住環境の整備

障がい者が地域で安心して生活できるよう、バリアフリー法に基づき交通施設のバリアフリーの促進や公共施設の改修、新築等の整備にあってはユニバーサルデザインに考慮して建築物のバリアフリーの促進に努めます。

また、住宅改修に関する相談・支援体制も引き続き実施します。

（２）権利擁護の充実

障がいのある人の権利擁護を推進するため、相談窓口や事業等の周知・啓発活動を進めるとともに、日常生活上の法的問題等への対応を強化します。

（３）虐待防止対策

障害者総合支援法や障害者差別解消法の成立を踏まえ、市民後見人制度の周知や、差別解消に

関する取り組みを行います。

障がいのある人に対する虐待の周知・啓発を図るとともに、虐待の早期発見・早期対応できる体制を確立するため、関係機関と連携して体制を構築します。

（４）防災対策の充実

平成 25 年 6 月の災害対策基本法の一部改正及び平成 26 年 7 月原村地域防災計画の改定に沿った支援体制の整備を進めます。障がい者の災害時等の緊急事態に迅速に対応するために、区をはじめ民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、ボランティア活動団体、消防署、関係機関からなる地域支援ネットワーク体制の整備を進めます。

このため、平常時から一人暮らしをはじめとする障がい者の実態等の把握に努めるとともに、原村障がい者等防災・避難マニュアルの活用や避難訓練への障がい者の積極的な参加を促し防災知識の普及・啓発を図ります。

（５）ボランティア活動への支援

ボランティア団体等の活動を促進させるために、社会福祉協議会にボランティア活動の中核的役割を担うコーディネーターを設置し、情報の提供や相談、連絡調整等を行います。また、ボランティア講座や研修会などを開催し、ボランティアの育成を図るとともに、学校や福祉施設等と連携を図りながら、ボランティア活動の参加機会の拡充を図ります。

第5章 障がい福祉計画（第4期計画）の障がい福祉サービス等の実施目標とその取り組み

第1節 成果目標の設定と体系

1) 成果目標

（1）施設入所者の地域生活への移行

①地域生活への移行者数

平成29年度末における地域生活に移行する者の数値目標の設定に当たっては、平成25年度末時点の施設入所者の12%以上が地域生活へ移行することを基本として設定しました。

H25年度末の施設入所者数	目標値（地域生活移行数）	移行率（H27～H29）
13	6	46.2%

平成24年度 （実績）	平成25年度 （実績）	平成26年度 （見込み）	平成27年度	平成28年度	平成29年度
0人	0人	0人	2人	2人	2人

②施設入所者の削減数

平成29年度末における施設入所者の削減数値目標の設定に当たっては、平成25年度末時点の施設入所者から4%以上削減することを基本として設定しました。

H25年度末の施設入所者数	目標値（地域生活移行数）	移行率（H27～H29）
13	3	23.1%

平成24年度 （実績）	平成25年度 （実績）	平成26年度 （見込み）	平成27年度	平成28年度	平成29年度
0人	0人	0人	1人	1人	1人

（2）地域生活支援拠点等の整備

障がい者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点等について、平成29年度末までに原村又は諏訪圏域に少

なくとも1つの拠点等を整備することを基本として設定しました。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
保健福祉事務所並びに自立支援協議会と設置に向け協議	保健福祉事務所並びに自立支援協議会と設置に向け協議	保健福祉事務所並びに自立支援協議会と調整し設置

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労への移行者数

平成 29 年度中に一般就労に移行する者の数値目標の設定に当たっては、平成 24 年度の一般就労への移行者数の実績 2 倍以上を踏まえて設定しました。

H24 年度移行者数	目標値（一般就労移行者数）	移行率
0	2	100.0%

平成 24 年度 (実績)	平成 25 年度 (実績)	平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
0 人	1 人	0 人	0 人	1 人	1 人

②就労移行支援事業の利用者数（各年度末）

平成 29 年度中に一般就労に移行する者の数値目標の設定に当たっては、平成 25 年度末の一般就労への移行者数の 6 割以上を踏まえて設定しました。

H25 年度末の移行者数	目標値（一般就労移行者数）	移行率
2	2	100.0%

平成 24 年度 (実績)	平成 25 年度 (実績)	平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
0 人	2 人	1 人	1 人	0 人	1 人

③就労移行支援事業の利用者のうち就労移行率3割以上の事業所

平成 29 年度中に一般就労に移行する者のうち、「就労移行率が3割以上の事業所」の数値目標の設定に当たっては、平成 25 年度末の「一般就労への移行者のうち就業移行率が3割以上の事業所」を全体の5割以上を踏まえて設定しますが、原村には、当該事業所はありません。

今後事業所が開業する際は、関係機関と連携し進めていきます。

成果目標と活動指標との関係

成果目標	成果目標の詳細	活動指標
施設入所者の地域生活への移行	○地域生活移行者の増加 ○施設入所者の削減	○生活介護の利用者数、利用日数
		○自立訓練（機能訓練）の利用者数、利用日数 ○自立訓練（生活訓練）の利用者数、利用日数
		○就労移行支援の利用者数、利用日数
		○就労継続支援（A型）の利用者数、利用日数 ○就労継続支援（B型）の利用者数、利用日数
		○短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
		○共同生活援助の利用者数
		○地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の利用者数
		○施設入所支援の利用者数 ※施設入所者の削減
障害者の地域生活の支援	○地域生活支援拠点の整備	○諏訪地域障害福祉自立支援協議会で協議検討する中で圏域において地域生活支援の面的な体制を整備する。
福祉施設から一般就労への移行	○福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加 ○就労移行支援事業の利用者の増加 ○就労移行支援事業所の就労移行率の増加	○就労移行支援の利用者、利用日数
		○就労移行支援事業等から一般就労への移行者数（就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）

第2節 活動指標の見込みと確保方策

1) 障がい福祉サービス

(1) 訪問系サービス

◇サービス概要

居 宅 介 護 (ホー ム ヘル プ)	居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。
重 度 訪 問 介 護	常時介護が必要な方に居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。
同 行 援 護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供すると共に、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者等が外出する際に必要な援助を行います。
行 動 援 護	知的障がい又は精神障がいにより、行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を要するものにつき、当該障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避すつために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者等が行動する際の必要な援助を行う。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする人のなかでも介護の必要性がとて高い方に居宅介護などの福祉サービスを包括的に提供します。

◇実績と4期計画見込み

(1月当たり)

種 類	単 位	第 3 期 計 画			第 4 期 計 画		
		実 績		見 込	計 画		
		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
居 宅 介 護	時間	78	77	97	108	126	144
	人	8	9	8	12	14	16
重 度 訪 問 介 護	時間	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
同 行 援 護	時間	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
行 動 援 護	時間	0	0	0	21	21	21
	人	0	0	0	1	1	1
重 度 障 害 者 等 包 括 支 援	時間	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0

(平成 26 年度については見込数です。)

〔現状評価と今後の見込み〕

- 居宅介護は、地域での生活が主となり利用者は今後も増加すると考えられます。
- 行動援護は、これまで実績はありませんが、今後一人を見込んでいます。
- 重度訪問介護、同行援護、重度障害者等包括支援については実績がなく、今後も該当者はいないと見込みました。

(2) 日中活動系サービス

◇サービス概要

生 活 介 護	常時介護が必要とする人で、おもに日中に障がい者支援施設などで日常生活上の支援や、生産活動や創作的活動のサービスを提供します。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、定められた期間に身体機能や生活能力向上のための訓練等のサービスを提供します。（対象：身体障がい者又は難病等対象者）
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、定められた期間に身体機能や生活能力向上のための訓練等のサービスを提供します。（対象：知的障がい者又は精神障がい者）
就 労 移 行 支 援	一般就労を希望する人に、一定期間に就労・定着に必要な訓練や指導等のサービスを提供します。
就労継続支援（A型）	一般の事業所に雇用されることが困難な場合、事業所内において雇用契約に基づく就労が可能な人で、就労に必要な訓練や指導等のサービスを提供します。
就労継続支援（B型）	雇用契約は締結しないで、就労への移行に向けた支援等のサービスを提供します。
療 養 介 護	病院などの施設でおもに日中に機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助等を実施します。
短 期 入 所	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期の入所による日常生活支援を提供します。

◇実績と4期計画見込み量

（1月当たり）

種 類	単 位	第 3 期 計 画			第 4 期 計 画		
		実 績		見 込	計 画		
		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
生 活 介 護	人日分	364	528	456	616	682	748
	人	22	24	25	28	31	34
自 立 訓 練 （ 機 能 訓 練 ）	人日分	0	0	0	22	44	44
	人	0	0	0	1	2	2
自 立 訓 練 （ 生 活 訓 練 ）	人日分	0	13	12	88	132	132
	人	0	1	1	4	6	6
就 労 移 行 支 援	人日分	0	28	12	44	88	132
	人	0	2	1	2	4	6
就 労 継 続 支 援 （ A 型 ）	人日分	18	27	23	66	88	132
	人	2	3	2	3	4	5
就 労 継 続 支 援 （ B 型 ）	人日分	30	34	39	100	100	100
	人	3	6	7	10	10	10
療 養 介 護	人	2	2	2	3	3	3
短 期 入 所	人日分	25	21	24	120	127	134
	人	4	7	6	8	9	10

（平成 26 年度については見込数です。）

〔現状評価と今後の見込み〕

○生活介護については、地域での生活が主となり利用者は増加すると考えられます。

○自立訓練については、生活訓練について実績があり、今後も増加すると考えられます。機能訓練

については実績はありませんが、利用要望から反映しました。

○就労移行支援については、平成 25 年度より実績があり、今後も就労支援を推進することから、利用することを基本に設定しました。

○就労継続支援については、実績があり、利用要望や今後も就労支援を推進することから設定しました。

○療養介護については、現在 2 人の利用実績があり、今後の見通しとして 1 人追加しました。

○短期入所については、地域での生活が主となり利用者は増加すると考えられます。

(3) 施設系サービス

◇サービス概要

共同生活援助 (グループホーム*) ※1	共同生活を営むべき住居に入居している障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がい者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

※1 「障害者総合支援法」の改正により、平成 26 年 4 月 1 日から共同生活介護（ケアホーム）が共同生活援助（グループホーム）に一元化されました。

◇実績と 4 期計画見込み量

(1 月当たり)

種 類	単 位	第 3 期 計 画			第 4 期 計 画		
		実 績		見 込	計 画		
		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
共同生活援助	人	5	6	7	10	12	14
施設入所支援	人	13	13	13	12	11	10

(平成 26 年度については見込数です。)

〔現状評価と今後の見込み〕

○地域生活の推進から共同生活援助利用者数は増加すると考えられます。

○施設入所者は、今後については地域生活への移行を考慮しました。

(4) 相談支援

◇サービス概要

計 画 相 談 支 援	障がい福祉サービス、地域相談支援を利用する障がい者の個別のサービス利用計画を作成し、事業者との連絡調整をします。
地 域 移 行 支 援	障がい者支援施設入所者や精神科病院に入院している精神障がい者に対し、個別の支援計画を作成し、住居の確保や地域生活への移行活動の支援等を行います。
地 域 定 着 支 援	居宅での単身生活障がい者等に個別の計画を作成し、連絡体制の確保や訪問等を行います。

◇実績と4期計画見込み量

(1月当たり)

種 類	単 位	第 3 期 計 画			第 4 期 計 画		
		実 績		見 込	計 画		
		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
計 画 相 談 支 援	人	0.8	2	5.9	10	11	12
地 域 移 行 支 援	人	-	-	0	1	1	1
地 域 定 着 支 援	人	-	-	0	0	0	1

(平成 26 年度については見込数です。)

〔現状評価と今後の見込み〕

- 平成 27 年度からサービス利用者全員が利用計画の作成が必要となります。障がい者支援施設等入所者、長期精神病院入院者の地域移行においても利用が見込まれます。

(5) 障がい児支援

◇サービス概要

児 童 発 達 支 援	身近な地域の障がい児支援の専門施設（事業）として、通所利用の障がい児への支援だけでなく、地域の障がい児・その家族を対象とした支援など、地域支援にも対応します。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
保 育 所 等 訪 問 支 援	保育所等を現在利用中の障がい児、又は今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、「保育所等訪問支援」を提供することにより、保育所等の安定した利用を促進します。
医 療 型 児 童 発 達 支 援	上肢、下肢又は体幹の機能障がいがあり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要と認められた障がい児に対して児童発達支援及び治療を行います。
障 害 児 入 所 支 援 (福 祉 型、 医 療 型)	重度・重複障がいや被虐待児への対応を図るほか、自立（地域生活移行）のための支援を充実させます。
障 害 児 相 談 支 援	障がい児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

◇実績と4期計画見込み量

(1月当たり)

種 類	単 位	第 3 期 計 画			第 4 期 計 画		
		実 績		見 込	計 画		
		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
児 童 発 達 支 援	利用日数	17.25	20.25	6.5	20	20	20
	利用児童数	1	1	0.5	1	1	1
放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス	利用日数	0	0	0.33	1	2	3
	利用児童数	0	0	0.08	1	2	3
保 育 所 等 訪 問 支 援	利用日数	0.41	0.08	0	1	1	1
	利用児童数	0.41	0.08	0	1	1	1
医 療 型 児 童 発 達 支 援	利用日数	0	0	0	0	0	0
	利用児童数	0	0	0	0	0	0
障 害 児 入 所 支 援 (福祉型、医療型)	利用日数	0.75	1	1	1	1	1
障 害 児 相 談 支 援	利用日数	0.5	0.16	0.16	2	2	2

(平成 26 年度については見込数です。)

〔現状評価と今後の見込み〕

- 第4期計画から活動指標に追加された事業ですが、平成24～26年度でも行われている事業です。今後も引き続き、教育・保育等の利用状況も考慮し、子ども・子育て支援法に基づく施策との連携を図った上で、障がい児の支援を進めていきます。

2) 地域生活支援事業

当村では地域生活支援事業の利用者負担は無料化しています。

(1) 相談支援事業

◇事業概要

①相談支援事業	障がい者や障がい児の保護者のさまざまな相談に応じる、総合相談窓口機能の充実を図ります。
・障がい者相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な援助を行います。当村では原村地域福祉センターと諏訪圏域障害者総合支援センターオアシスで実施しています。
・地域自立支援協議会の設置	地域の障がい福祉に関するシステム構築の中心的役割を果たします。当村においては諏訪圏域障害者総合支援センターオアシスに事務局を置き、広域で設置しています。
②市町村相談支援機能強化事業	一般的な相談支援事業に加え、専門的職員等を配置し、相談支援機能の強化を図ります。
③成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者、精神障がい者に対し成年後見制度の利用を支援し、権利擁護を図ります。

◇実績と4期計画見込み量

事業名	単位	24年度 実績	25年度 実績	26年度 見込	27年度 計画	28年度 計画	29年度 計画
相談支援事業							
・障がい者相談支援事業	箇所数	2	2	2	1	1	1
・地域自立支援協議会の設置	箇所数	1	1	1	1	1	1
相談支援機能強化事業	箇所数	1	1	1	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	箇所数	0	0	0	1	1	1

(平成26年度については見込数です。)

〔現状評価と今後の見込み〕

- 成年後見制度利用支援事業は平成24年度から必須項目になりました。
- 今後とも諏訪圏域障害者総合支援センターオアシスと連携を図りながら引き続き相談支援事業の充実を図っていきます。

(2) 意思疎通支援事業

◇事業概要

意思疎通支援事業 (手話通訳者・要約筆記者派遣)	意思疎通を図ることに支障のある障がい者等に手話通訳者等の派遣を行います。
-----------------------------	--------------------------------------

◇実績と4期計画見込み量

(1月当たり)

事業名	単位	24年度 実績	25年度 実績	26年度 見込	27年度 計画	28年度 計画	29年度 計画
意思疎通支援 (手話通訳者・ 要約筆記者派遣)	実設置見込み数	0	0	1	1	1	1
	実利用見込み数	0	0	0.08	0.08	0.08	0.08

(平成26年度については見込数です。)

〔現状評価と今後の見込み〕

- 当村内に要約筆記者は1名いますが、手話通訳士は圏域内設置者によっています。平成25年度まで当事業の該当はありませんが、今後年間1件を見込んでいます。

(3) 日常生活用具給付等事業

◇事業概要

日常生活用具給付等事業 ①介護・訓練支援用具 ②自立生活支援用具 ③在宅療養等支援用具 ④情報・意思疎通支援用具 ⑤排せつ管理支援用具 ⑥住宅改修費	重度の障がい者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与します。
--	--

◇実績と4期計画見込み量

(1月当たり)

事業名	単位	24年度 実績	25年度 実績	26年度 見込	27年度 計画	28年度 計画	29年度 計画
介護・訓練支援用具	件数	0	0	0	1	1	1
自立生活支援用具	件数	0	0	0	1	1	1
在宅療養等支援用具	件数	0.08	0	0	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	件数	0	0	0.8	1	1	1
排せつ管理支援用具	件数	11.33	11.8	12	12.5	12.5	12.5
住宅改修費	件数	0	0	0	0	0	0

(平成26年度については見込数です。)

〔現状評価と今後の見込み〕

- 現状では該当件数のない支援用具もありますが、すべての支援用具の件数が増加すると考えられます。

（４）移動支援事業

◇事業概要

移 動 支 援 事 業	移動が困難な障がい者に対して、外出時の送迎を行います。
-------------	-----------------------------

◇実績と４期計画見込み量

（１月当たり）

事 業 名	単 位	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 見込	27 年度 計画	28 年度 計画	29 年度 計画
移 動 支 援 事 業	実人数	2	2	2	2	2	3
	時間数	8.33	5.87	7	8	8	8

（平成 26 年度については見込数です。）

〔現状評価と今後の見込み〕

- 実績では年間 1 人が利用しています。今後、人、時間とも増加すると見込んでいます。

（５）地域活動支援センター

◇事業概要

地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー	障がいのある人が通所し、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。
---------------------	--

◇実績と４期計画見込み量

（１月当たり）

事 業 名	単 位	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 見込	27 年度 計画	28 年度 計画	29 年度 計画
地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー	箇所数	1	1	1	1	1	1
	延人数	58.5	79.5	80	80	90	100

（平成 26 年度については見込数です。）

〔現状評価と今後の見込み〕

- 平成 27 年 6 月まで老人憩いの家の 2 階において活動しています。平成 26 年度では登録者 7 人、1 日当たり 3 人から 4 人の通所を見込んでいます。施設定員は 10 人です。今後、原村図書館東側の教員住宅へ活動を移し、利用人数の増加も見込んでいます。

（６）日中一時支援事業

◇事業概要

日 中 一 時 支 援 事 業	障がい者等の日中における活動の場を確保し、介護している家族の就労支援や休息を図ります。
-----------------	---

◇実績と４期計画見込み量

（１月当たり）

事業名	単位	24年度 実績	25年度 実績	26年度 見込	27年度 計画	28年度 計画	29年度 計画
日 中 一 時 支 援 事 業	箇所数	3	4	6	7	8	9
	実人数	7	7	12	12	13	14
	時間数	19.75	84.2	70.5	75	80	85

（平成26年度については見込数です。）

〔現状評価と今後の見込み〕

○施設箇所数、実人数、利用時間ともに増加すると見込んでいます。ただし、圏域内に放課後等デイサービス事業所が増えることにより利用の減少も考えられます。

（７）生活サポート事業

◇事業概要

生 活 サ ポ ー ト 事 業	居宅介護等の支給決定を受けておらず、支援を受けないと生活に支障が生じる方にヘルパーを派遣します。
-----------------	--

◇実績と４期計画見込み量

（１月当たり）

事業名	単位	24年度 実績	25年度 実績	26年度 見込	27年度 計画	28年度 計画	29年度 計画
生 活 サ ポ ー ト 事 業	実人数	0	0	0	1	1	1

（平成26年度については見込数です。）

〔現状評価と今後の見込み〕

○自立支援給付サービス決定までの間の緊急的な措置事業であり、年間1人を見込んでいます。

(8) その他の事業

○理解促進研修・啓発事業

地域社会の住民に対して障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を、教室等開催、事業所訪問、イベント開催などにより行います。

○自発的活動支援事業

障がい者等やその家族、地域のみなさまが自発的に行う、ピアサポート*、災害対策、孤立防止活動支援、社会活動支援、ボランティア活動支援活などに対する支援を行います。

○手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者等との交流活動の促進、村の広報活動などの支援者として日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員養成研修を実施します。平成 26 年度から諏訪広域県内市町と一緒に実施しています。

○成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備し、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を次によりおこないます。実施に当たっては村単独でなく他団体との共同によります。

- 法人後見実施のための研修
- 法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築
- 法人後見の適正な活動のための支援
- その他、法人後見の活動の推進に関する事業

3) 村単障がい福祉サービス事業

事業名	事業の概要	事業分類
原村医療費特別給付金事業（障がい者）	身障3級以上、療育B1以上、精神2級以上、ウィルス肝炎、特定疾患、自立支援医療受給者証所持者の全員を対象に医療費を給付（県単事業除く）	医療
障害者余暇活動事業	障がい者とその介護者のためのリフレッシュ事業として希望の旅を実施する。社協への補助事業	文化・スポーツ・レク
重度心身障害者等タクシー利用料金助成事業	重度心身障がい者の年60回を限度としてタクシー・中型車初乗料金の額と迎車回送料金の合算した額を補助	移動支援
身体障害者用自動車改造助成事業	身体障がい用自動車改造に1件10万円を限度に助成する。	移動支援
原村循環線及び通学通勤支援便運賃割引	障害者手帳提示者を対象に身体障がい者等運賃を設定（標準運賃から100円～200円割引）	移動支援
原村障害児等通所通園事業補助	社会福祉施設への通所通園に要する交通費を補助し、障がい児等の福祉の向上を図る。	移動支援
配食サービス	食事の調理が困難な一人暮らしの障がい者世帯（日中、障がい者のみになる世帯を含む）に弁当を提供し、（1食650円のうち350円補助）併せて安否の確認をする。	介護サービス
生きがいデイサービス	障がい者のデイサービスが制度上なくなったが、継続してニーズに応える。	介護サービス
重度心身障害者福祉年金支給事業	重度心身障がい者を6か月以上介護している者に月額20,000円を支給	介護慰労金
原村福祉用具等貸与事業	障がい者の福祉の向上を図るため福祉用具を無償貸与する。	福祉用具
補装具給付金	補装具購入時の自己負担額（1割）を補助	福祉用具
諏訪養護学校児童クラブ	昼間保護者が家庭にいない諏訪養護学校に通う児童、生徒に対して生活指導や健全育成を図る。	療育・訓練

4) その他の支援

(1) 指定障がい福祉サービス事業者の協力

- 指定障がい福祉サービス事業者は、利用者の人権擁護、虐待防止等のため、責任者を置く等の必要な体制を整備し、従業員に対して研修を実施するように協力を求めます。

(2) 障がい者虐待防止に関する効果的な体制の構築

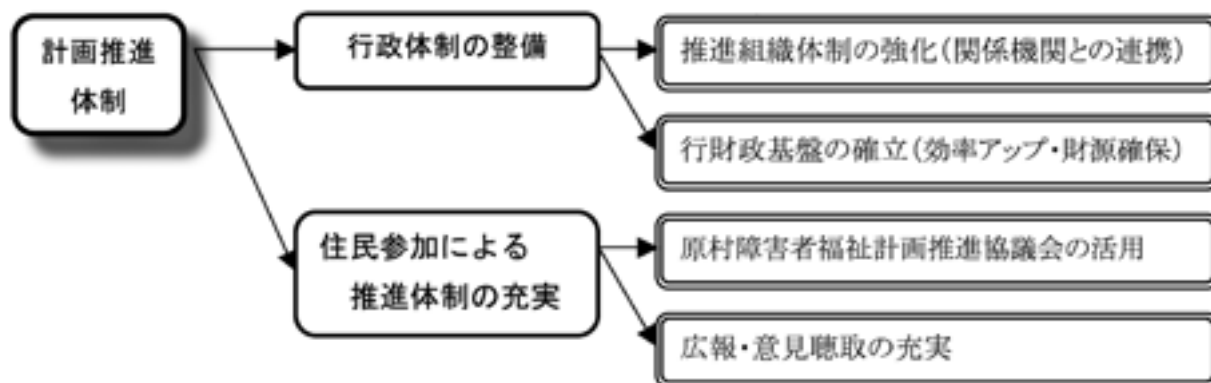
- 障がい者虐待の防止と対応に関するマニュアルに沿って、長野県障がい者権利擁護センター、原村障がい者虐待防止センターを中心として関係機関からなるネットワークの活用、虐待事例の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発防止等に取り組みます。また、実情に応じて高齢者や児童の虐待防止に対する取組とも連携しながら、効果的な体制を構築します。

(3) 障がい者就労施設等からの物品等の調達

- 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号第 9 条の規定に基づき、当該年度の「原村における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定し原村のウェブページへ掲載し周知するとともに、村では積極的に物品・役務を調達いたします。

第6章 計画の推進体制

関係機関との連携を図りつつ、住民の意見・提案を施策へ実効的に反映するための仕組みを構築し、住民のニーズと地域の特性を勘案しつつ、保健・医療・福祉分野のみならず教育分野なども含めた総合的な推進体制を確立します。



第1節 行政体制の整備

障がい者福祉に関する施策は、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境など広範囲にわたっているため、保健福祉課をはじめとし、幅広い分野における関係各課との連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の実施を図ります。また、計画を推進するにあたっては、今後の制度の改正なども重要となるため、国・県からの情報を収集しながら、制度の改正などの社会情勢の変化をふまえて、施策を展開していきます。さらに、諏訪圏域で行う担当者会議を通じ、近隣市町村との連携や情報交換を行い、サービスの確保に努めます。

本計画をふまえ、関係各課と連携を図りながら、効率よく施策を実施するために、財源を確保します。

第2節 住民参加による推進体制の充実

地域における保健・福祉を充実するためには、行政だけでなく、関係団体やボランティア団体などの支援や協力が重要となります。そのため、障がい者を対象としたボランティア団体の育成に努めます。

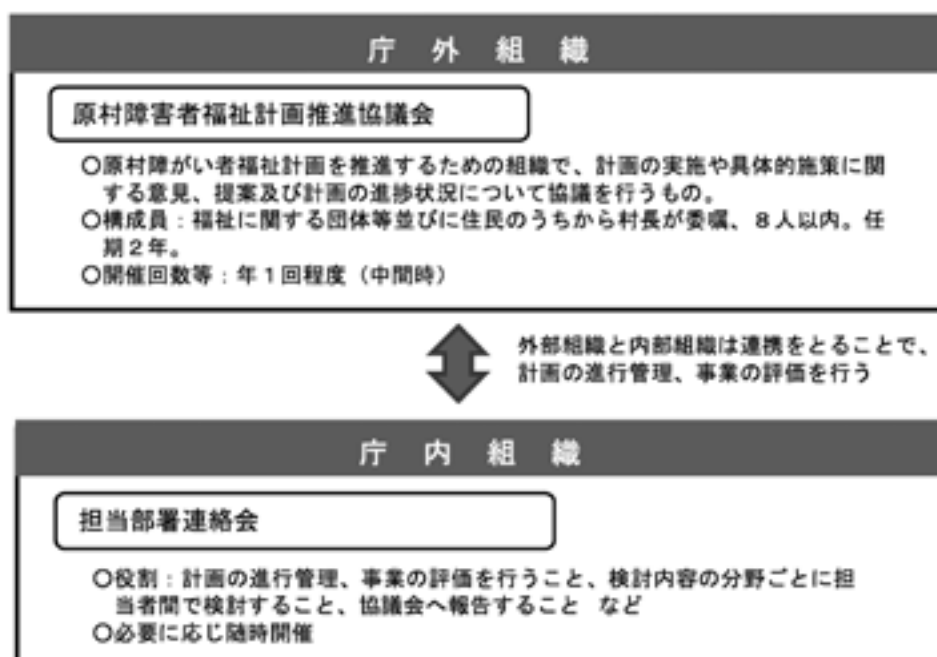
また、「原村障害者福祉計画推進協議会」での意見や要望を聞きながら、計画を推進していきます。

第3節 計画の進行管理

本計画で掲げた施策は、保健福祉課を中心に、担当課において施策及び進捗点検を行います。また、「原村障害者福祉計画推進協議会」の定期的な開催にあわせて、本計画の進捗状況を報告します。ここでは、P D C Aサイクル*により、計画の進行管理を行います。

- 計画の実施状況の評価等を行うための体制として、障害者団体等で構成される外部組織と、庁内の関係者で構成される内部組織を置き、それぞれ連携して評価等を行います。
- 「障害者総合支援法」において、P D C Aサイクルに沿って、計画を見直すことが規定されたことを受け、本計画で設定した成果目標の実績を評価・検討します。なお、目標の未達成の場合は、活動指標など、その課題等についても検討し、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じていきます。

(原村における組織体制の概念図)



資 料 編

- 1 策定の経過
 - 2 原村障害者福祉計画推進協議会設置条例
 - 3 原村障害者福祉計画推進協議会委員 名簿
 - 4 アンケート結果
- 用語解説

1 策定の経過

年 月 日	内 容
平成26年10月10日	原村障害者福祉計画推進協議会・策定委員会（第1回）の開催
10月～11月	障がい者、サービス事業者、一般企業へのアンケート調査
12月25日	原村障害者福祉計画推進協議会・策定委員会（第2回）の開催
平成27年1月27日	原村障害者福祉計画推進協議会・策定委員会（第3回）の開催
2月 (1ヶ月)	原村障がい者福祉計画・第4期障がい福祉計画の意見募集 (パブリックコメント)

2 原村障害者福祉計画推進協議会設置条例

○原村障害者福祉計画推進協議会設置条例

平成 21 年 3 月 25 日条例第 4 号

(設置)

第 1 条 原村障害者福祉計画（以下「計画」という。）を推進するため、原村障害者福祉計画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(任務)

第 2 条 協議会は、計画の実施や具体的施策に関する意見、提案及び計画の進捗状況について協議を行うものとする。

(組織)

第 3 条 協議会は、福祉に関する団体等並びに住民のうちから村長が委嘱し、8 人以内をもって組織する。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(任期)

第 6 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(報酬及び費用弁償)

第 7 条 委員の報酬及び費用弁償は、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 42 年原村条例第 4 号）により支給する。

(庶務)

第 8 条 協議会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(補則)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

3 原村障害者福祉計画推進協議会委員 名簿

委員 7 名

(敬称略)

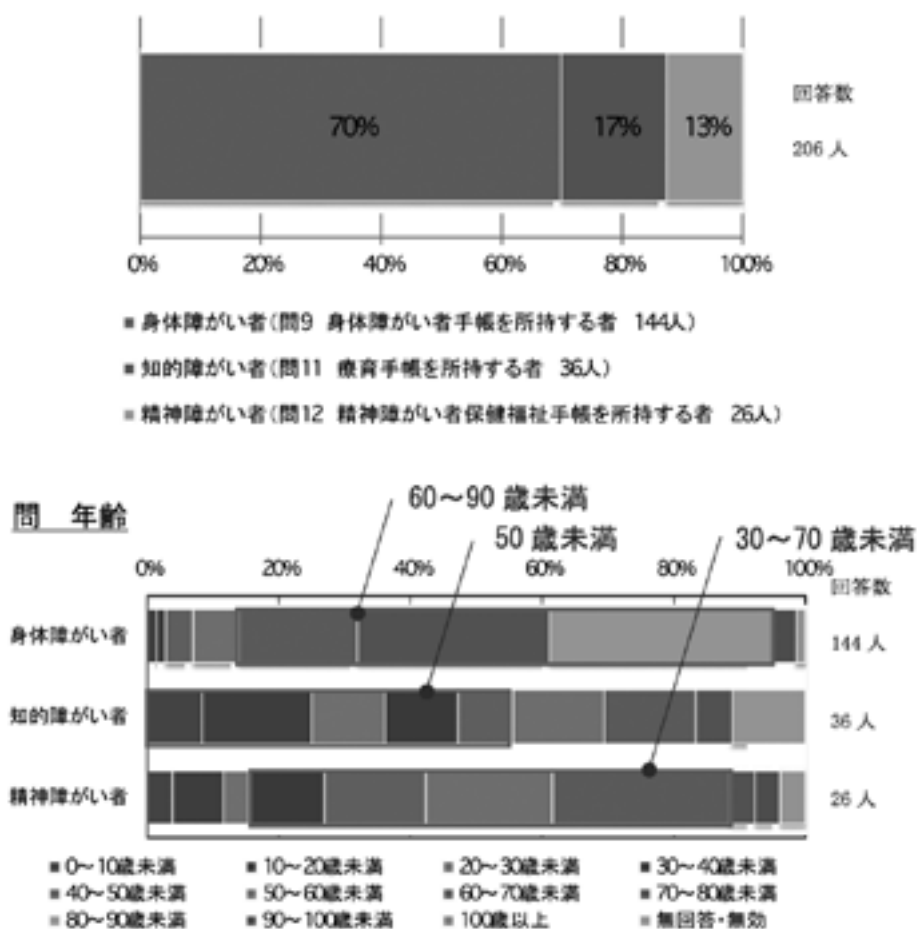
氏 名	所 属 ・ 役 職	備 考
眞道 弘幸	原村民生児童委員協議会障害者福祉部会長	会 長
牛山 栄	原村身体障害者福祉協会長	副会長
伊東 正博	はらむら悠生寮施設長	
宮坂 吉一	原村社会福祉協議会次長	
内山 芳郎	諏訪養護学校	
小倉 佳美	ボランティア連絡協議会長	
義経恵美子	特定非営利活動法人 ふくろう SUWA 理事長	

4 アンケート調査結果

(1) 障がい者アンケート調査結果のまとめ

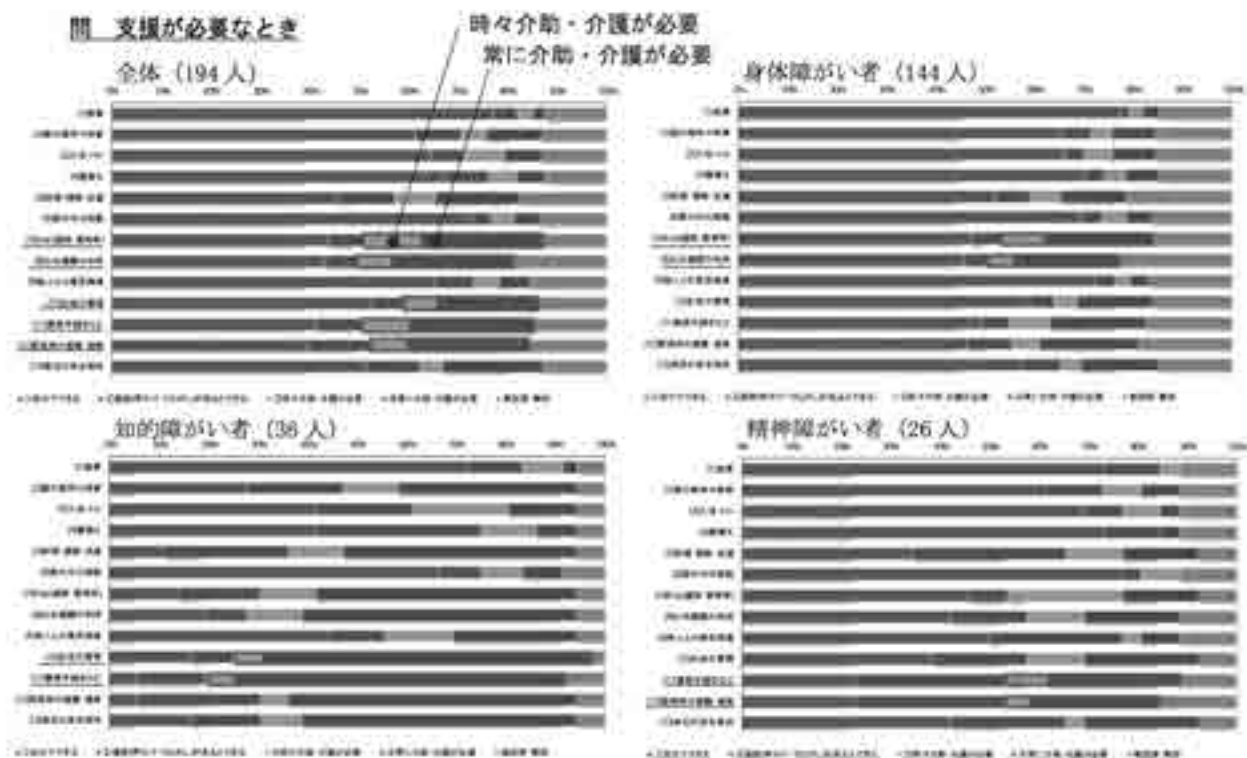
①回答者の属性

- 。区分別の障がい者数をみると、身体障がいのある人が最も多く70%、次いで知的障がいのある人が17%、精神障がいのある人13%です。また、年齢構成をみると、身体障がいのある人は60～90歳に集中しているのに対し、知的障がいのある人は50歳未満が54%、精神障がいのある人は30～70歳に集中（73%）しています。
- 。障がい福祉サービスの障がい支援区分の認定や、介護保険の要介護認定は、回答者全体の1～2割程度が受けています。



②障がいの状況について

- 。支援が必要なときについては、「外出するとき」や「バス・鉄道などの公共機関の利用」、「日常の暮らしに必要な事務手続き」、「生活費などお金の管理」、「緊急時に避難・連絡したいときなどに介助や介護が必要」の回答が多くみられます。
- 。身体障がいのある人は、「外出するとき」、「バス・鉄道などの公共機関の利用」、知的障がいのある人は、「生活費などのお金の管理」、「日常の暮らしに必要な事務手続きなど」、精神障がいのある人は、「日常の暮らしに必要な事務手続きなど」、「緊急時に避難・連絡したいときなどに介助や介護が必要」が高くなっており、障がい種別で差がみられます。

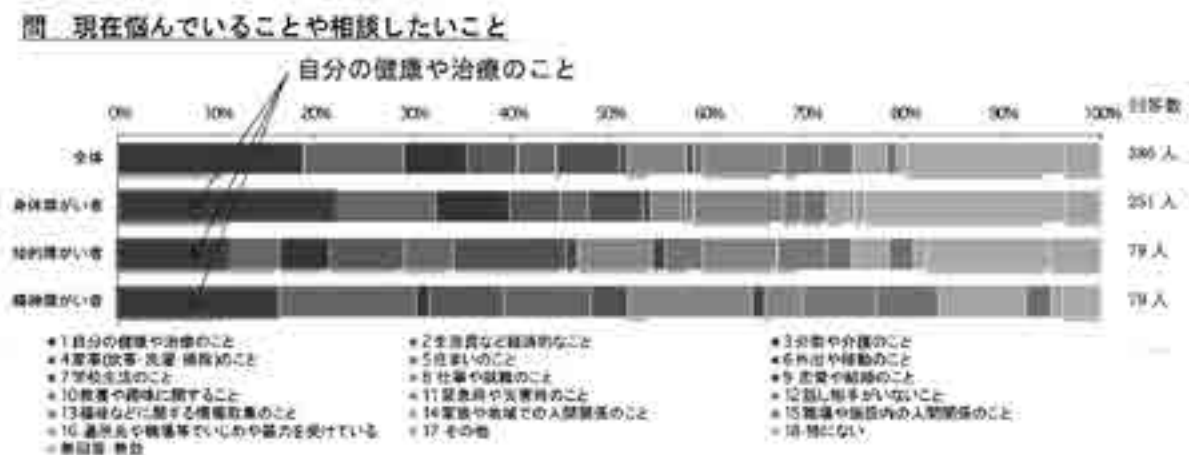


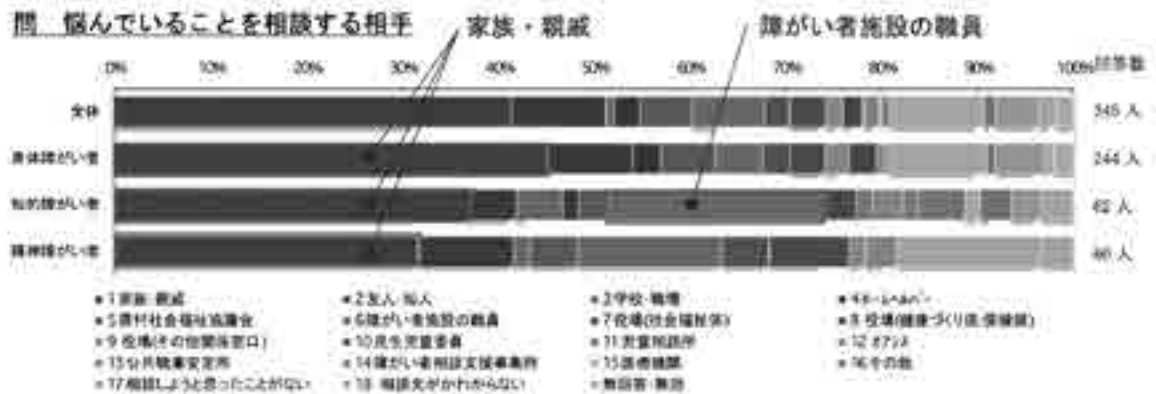
③住まいや暮らしについて

- ・今後の暮らし方について、「家族と一緒に暮らしたい」(65%)が最も多く、次いで「福祉施設(障がい者支援施設、高齢者支援施設)で暮らしたい」(11%)であり、すべての障がいにおいて、「家族と一緒に暮らしたい」が高くなっています。
- ・現在の収入は、すべての障がいにおいて、「年金・手当など」(64%)が大部分で、次いで「同居家族の給与・援助」(16%)となっています。

④相談について

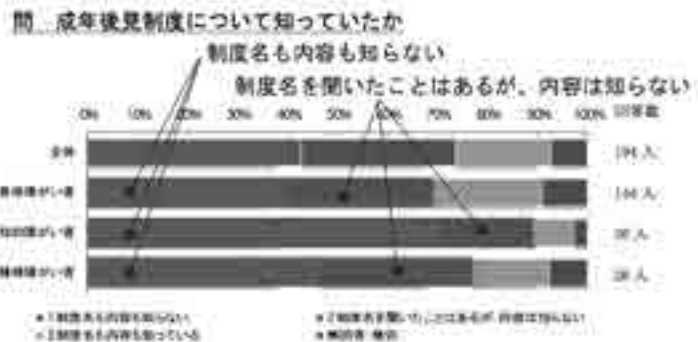
- ・悩みの最も多い内容は、すべての障がいにおいて「自分の健康や治療のこと」であり、相談相手も、すべての障がいにおいて、「家族や親戚」が高く、知的障がいのある人は、「障がい者施設の職員」も高くなっています。





⑤権利擁護について

- ・成年後見制度については、すべての障がいにおいて、「制度名や内容を知らない」「制度名を聞いたことがあるが内容は知らない」が7割を超えるなど、関係法令や制度の情報提供が重要と考えられます。

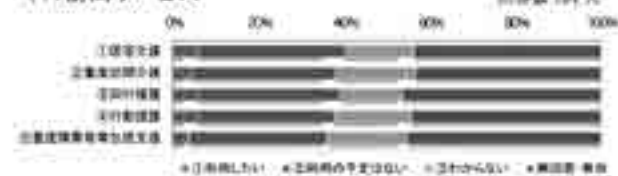


⑥障がい福祉サービスなどについて

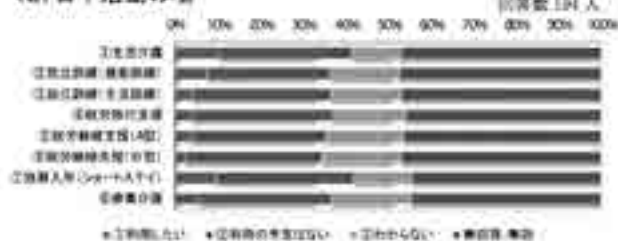
- ・障がい福祉サービスの利用の意向では、身体障がいのある人は「高齢者・障害者住宅改良促進事業補助」(17%)が高く、知的障がいのある人と精神障がいのある人は「相談支援事業」(知的：36%、精神：27%)が高くなっています。

問 今後利用したいサービス

(1)訪問サービス



(2)日中活動の場



(3)補装具支給



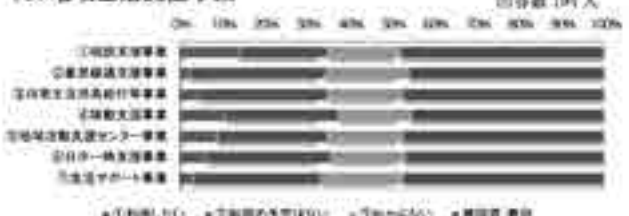
(4)住まい場



(5)障がい児支援



(6)地域生活支援事業



(7)その他



問 今後利用したいサービス

(1) 訪問サービスを利用したい回答者

事業名	全体		身体障がい者		知的障がい者		精神障がい者	
	人	割合	人	割合	人	割合	人	割合
①居宅介護	11	6%	9	6%	4	11%	2	8%
②重度訪問介護	8	4%	7	5%	2	6%	1	4%
③同行援護	11	6%	9	6%	2	6%	2	8%
④行動援護	11	6%	7	5%	5	14%	2	8%
⑤重度障害者等包括支援	7	4%	6	4%	2	6%	1	4%

(2) 日中の活動の場を利用したい回答者

事業名	全体		身体障がい者		知的障がい者		精神障がい者	
	人	割合	人	割合	人	割合	人	割合
①生活介護	20	10%	13	9%	9	25%	3	12%
②自立訓練(機能訓練)	15	8%	10	7%	4	11%	3	12%
③自立訓練(生活訓練)	8	4%	5	3%	3	8%	1	4%
④就労移行支援	8	4%	4	3%	3	8%	3	12%
⑤就労継続支援(A型)	8	4%	2	1%	3	8%	4	15%
⑥就労継続支援(B型)	5	3%	0	0%	4	11%	2	8%
⑦短期入所(ショートステイ)	19	10%	13	9%	6	17%	2	8%
⑧療養介護	11	6%	9	6%	3	8%	1	4%

(3) 補装具支給を利用したい回答者

事業名	全体		身体障がい者		知的障がい者		精神障がい者	
	人	割合	人	割合	人	割合	人	割合
①補装具支給事業	22	11%	21	15%	3	8%	0	0%

(4) 住まい場を利用したい回答者

事業名	全体		身体障がい者		知的障がい者		精神障がい者	
	人	割合	人	割合	人	割合	人	割合
①共同生活援助(グループホーム)	10	5%	4	3%	7	19%	1	4%
②施設入所支援	13	7%	5	3%	9	25%	1	4%

(5) 障がい児支援を利用したい回答者

事業名	全体		身体障がい者		知的障がい者		精神障がい者	
	人	割合	人	割合	人	割合	人	割合
①児童発達支援事業	2	1%	1	1%	1	3%	0	0%
②放課後等デイサービス事業	5	3%	1	1%	4	11%	0	0%
③保育所等訪問支援	1	1%	1	1%	0	0%	0	0%

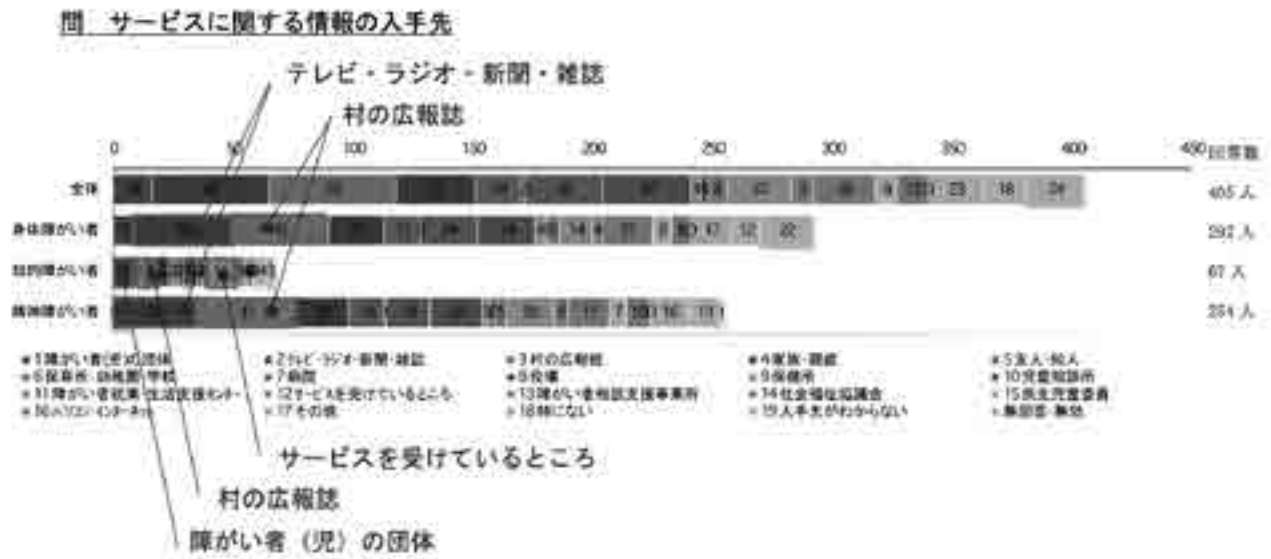
(6) 地域生活支援事業を利用したい回答者

事業名	全体		身体障がい者		知的障がい者		精神障がい者	
	人	割合	人	割合	人	割合	人	割合
①相談支援事業	28	14%	13	9%	13	36%	7	27%
②意思疎通支援事業	5	3%	2	1%	3	8%	1	4%
③日常生活用具給付等事業	9	5%	8	6%	0	0%	1	4%
④移動支援事業	21	11%	14	10%	4	11%	1	4%
⑤地域活動支援センター事業	17	9%	11	8%	4	11%	2	8%
⑥日中一時支援事業	12	6%	3	2%	7	19%	1	4%
⑦生活サポート事業	6	3%	3	2%	1	3%	1	4%

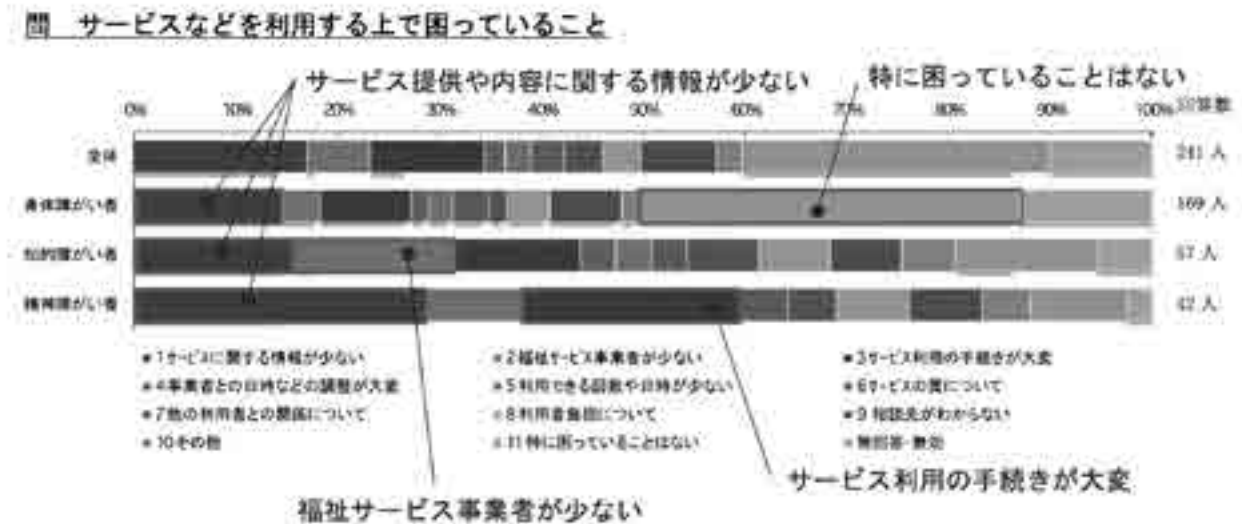
(7) その他の事業を利用したい回答者

事業名	全体		身体障がい者		知的障がい者		精神障がい者	
	人	割合	人	割合	人	割合	人	割合
①高齢者・障害者住宅改修促進事業補助	31	16%	25	17%	3	8%	2	8%
②障害者用自転車改修助成事業	10	5%	7	5%	1	3%	0	0%

- 。障がい福祉サービスに関する情報は、身体障がいのある人、精神障がいのある人は、「村の広報誌」や「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」、知的障がいのある人は、「サービスを受けているところ（施設、作業所、事業所）」「障がい者（児）の団体」「村の広報誌」が高くなっています。

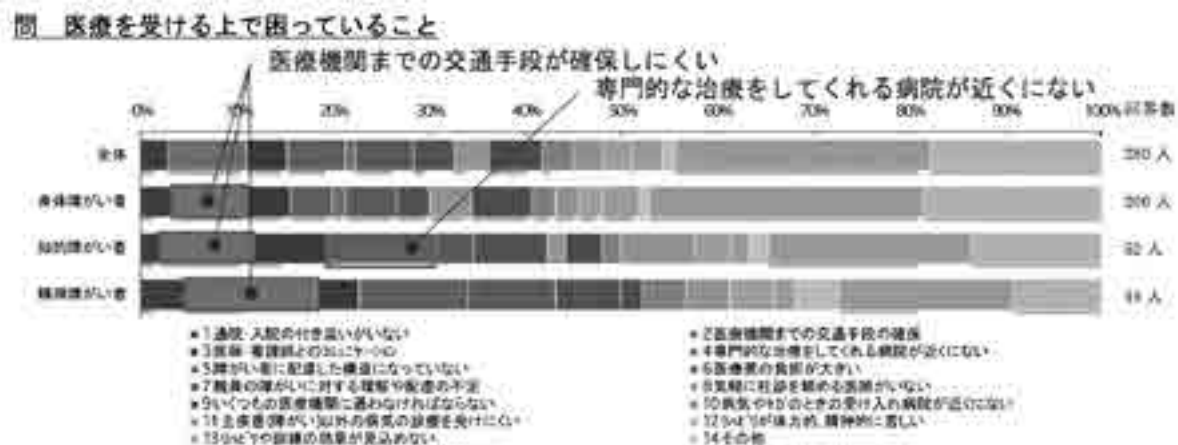


- 。障がい福祉サービスなどを利用する上で困っていることについて、すべての障がいにおいて、「サービス提供や内容に関する情報が少ない」が最も高くなっています。また、身体障がいのある人は、「特に困っていることはない」、知的障がいのある人は、「福祉サービス事業者が少ない」、精神障がいのある人は、「サービス利用の手続きが大変」が高くなっています。
- 。サービス提供や内容に関する情報が少ないことや、サービス利用の手続きの簡略化や支援等が必要と考えられます。



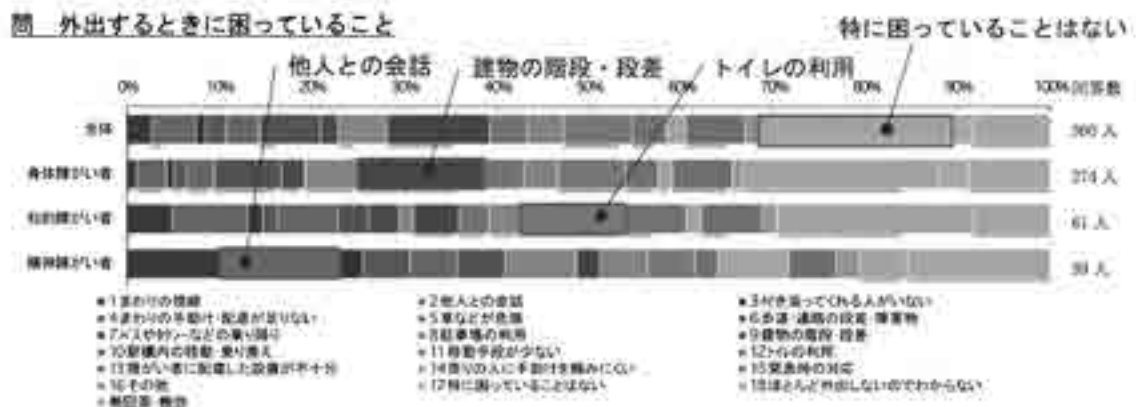
⑦保健・医療について

- 医療を受ける上で、困っていることについて、すべての障がいにおいて「医療機関までの交通手段が確保しにくい」が高い傾向で、身体障がいのある人は「医療機関までの交通手段が確保しにくい」、知的障がいのある人は「専門的な治療をしてくれる病院が近くにない」、精神障がいのある人は「医療機関までの交通手段が確保しにくい」が高くなっています。



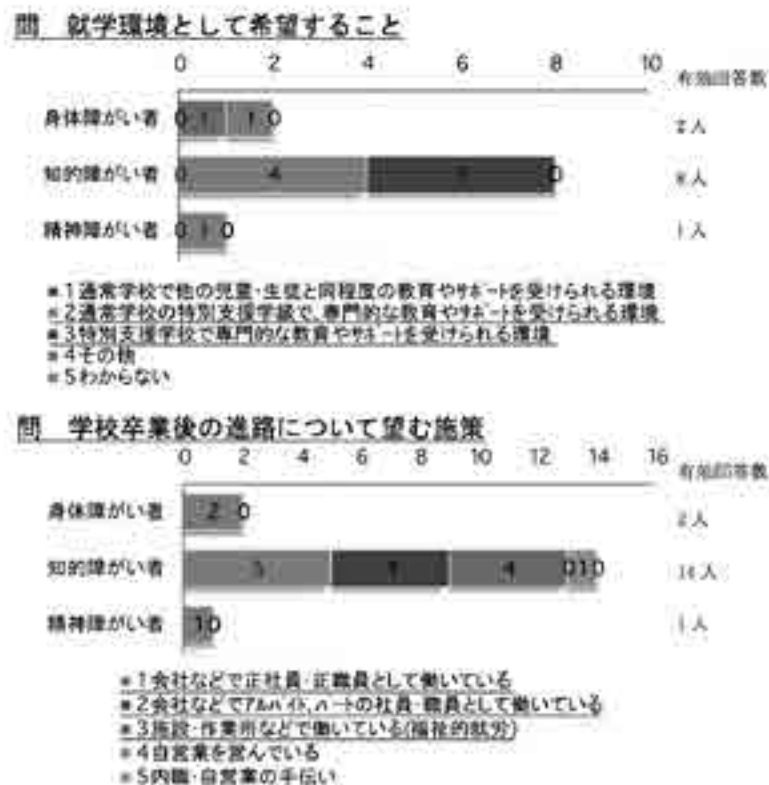
⑧外出や生活環境について

- 外出する際に困っていることは、「特に困っていることはない」が全体的に高いが、身体障がいのある人は、「建物の階段・段差」、知的障がいのある人は「トイレの利用」、精神障がいのある人は、「他人との会話」が高くなっています。



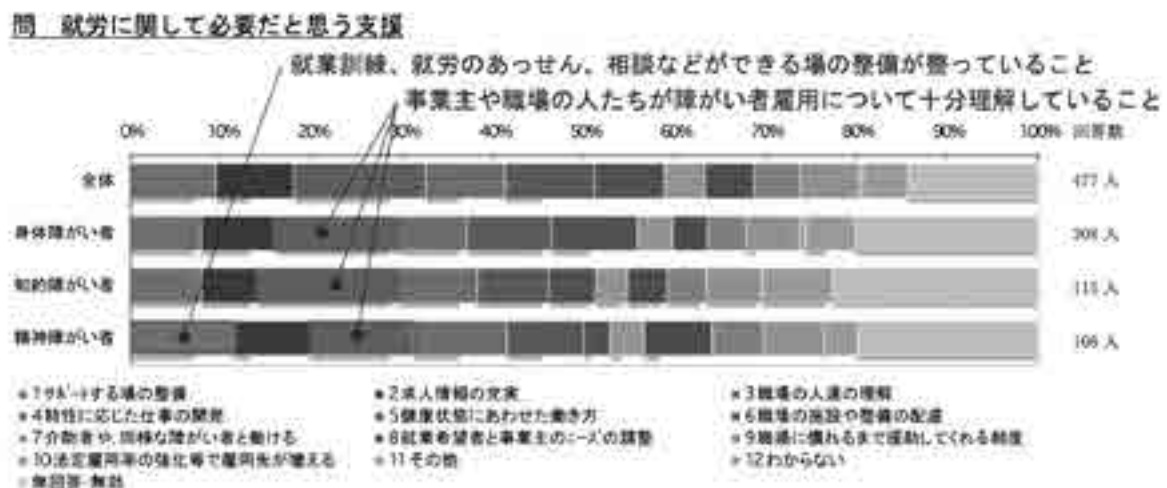
⑨教育・就学について

- 就学環境として希望するものは、「通常学校の特別支援学級において、できるだけ専門的な教育やサポートを受けられる環境」「特別支援学校において、専門的な教育やサポートを受けられる環境」はほぼ同じです（回答数が4～5程度）。
- 学校卒業後の進路で施策を望むことは、すべての障がいにおいて、「会社などで正社員・正職員として働いている」が高く、知的障がいのある人はさらに、「会社などでアルバイト、パートの社員・職員として働いている」「施設、作業所などで働いている（福祉的就労）」も高くなっています。



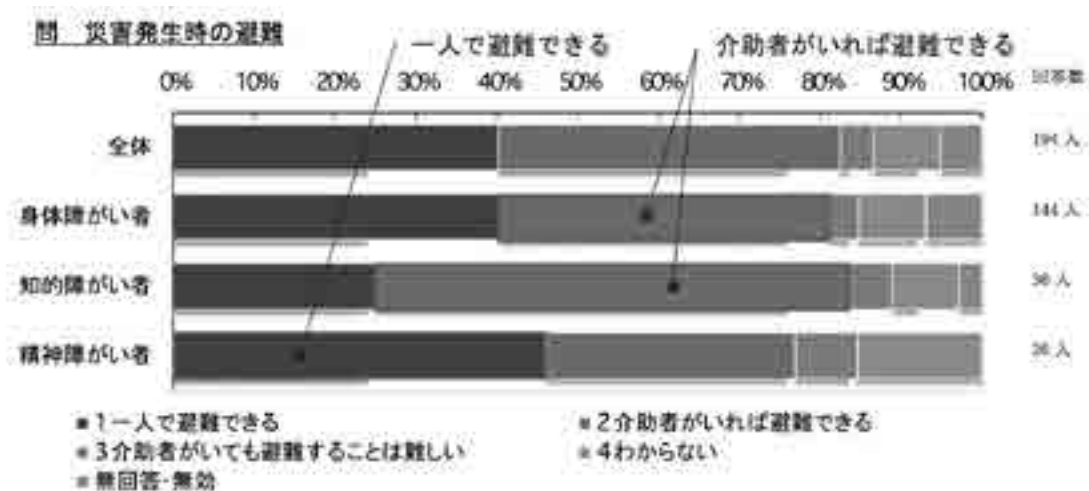
⑩雇用・就労について

- ・現在働いていない理由について、身体障がいのある人と知的障がいのある人は「年齢のため（幼少・高齢）」（身体：31%、知的：25%）、精神障がいのある人は「病気や施設で療養中のため」（19%）が高くなっています。
- ・働きたいが働けない理由は、身体障がいのある人は「障がいが重い、病弱なため」、知的障がいのある人は「障がいが重い、病弱なため」、「障がい者について職場の理解度が低い」、精神障がいのある人は、「働くことが不安である」が高くなっています。
- ・就労に関する支援では、「事業主や職場の人たちが障がい者雇用について十分理解していること」がすべての障がいにおいて高くなっています。なお、精神障がいのある人では、「就業訓練、就労のあっせん、相談などができる場の整備が整っていること」も高くなっています。

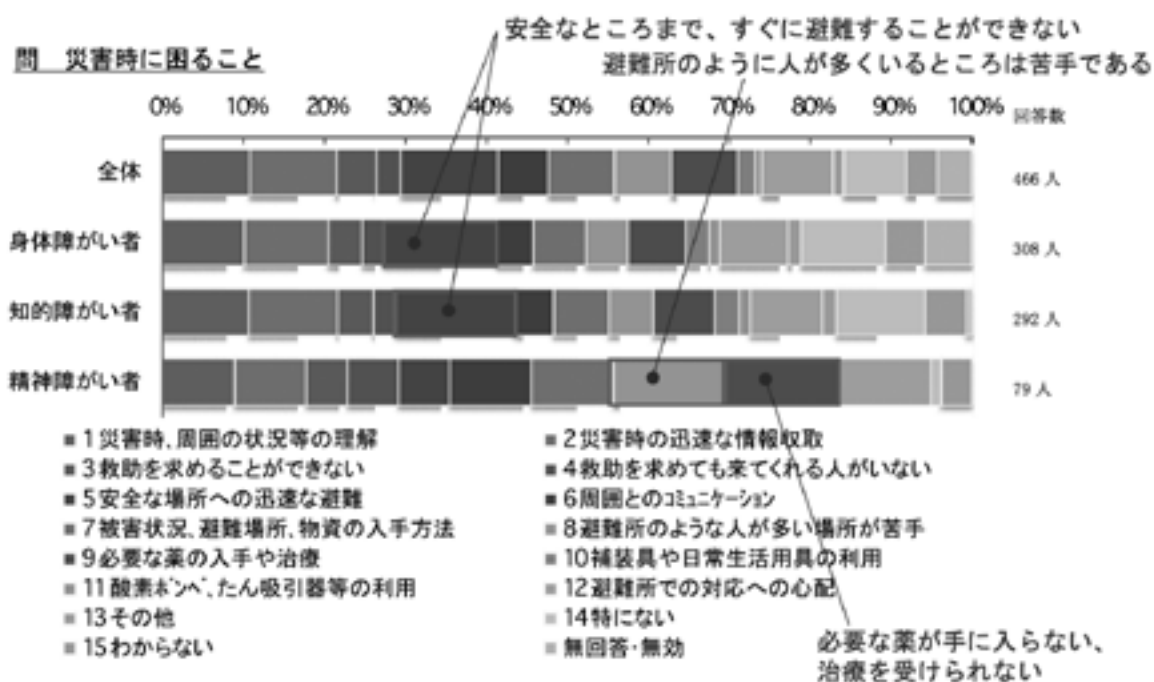


⑪地域防災について

- 災害時の避難について、身体障がいのある人と知的障がいのある人は、「介助者がいれば避難できる」、精神障がいのある人は、「一人で避難できる」が高くなっています。



- 災害時に困ると思われることは、身体障がいのある人と知的障がいのある人は、「安全なところまで、すぐに避難することができない」、精神障がいのある人は「避難所のように人が多くいるところは苦手である」「必要な薬が手に入らない、治療を受けられない」が高くなっています。

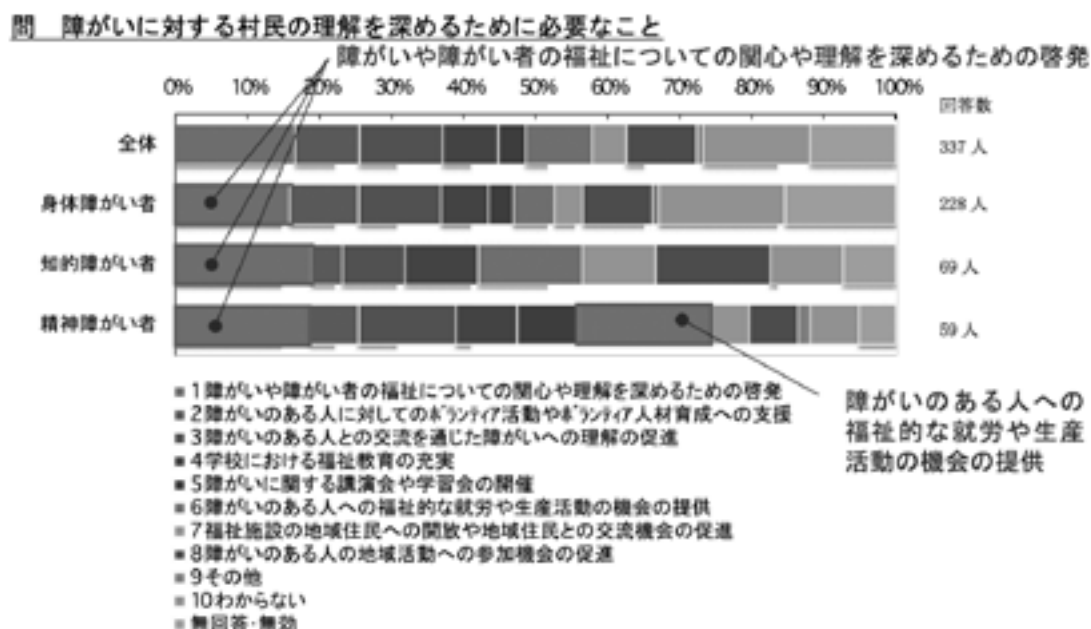


⑫社会参加について

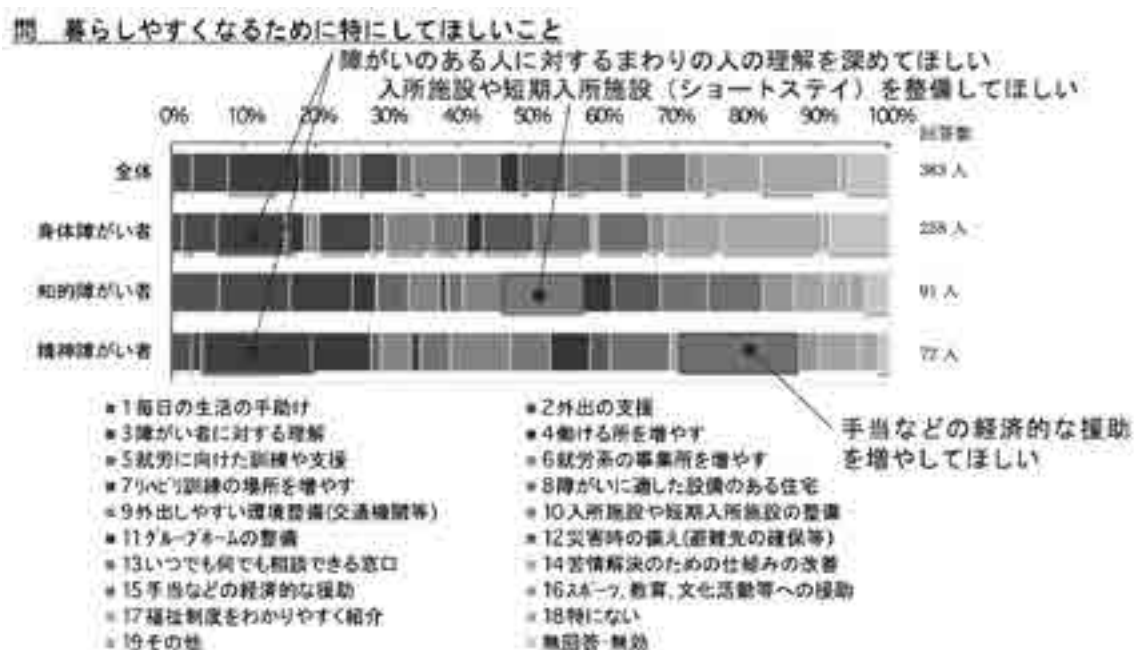
- 社会参加について、身体障がいのある人は「健康や体力に自信がない」「移動が大変」、知的障がいのある人は「移動が大変」「気軽に参加できる活動が少ない」「障がいのある人に対する理解がない」、精神障がいのある人は「健康や体力に自信がない」「気軽に参加できる活動が少ない」が高くなっています。

⑬地域福祉や障がいへの理解について

- 。「障がい」に対する村民の理解を深めるために必要なことは、身体障がいのある人、知的障がいのある人は、「障がいや障がい者の福祉についての関心や理解を深めるための啓発」、精神障がいのある人は、「障がいや障がい者の福祉についての関心や理解を深めるための啓発」、「障がいのある人への福祉的な就労や生産活動の機会の提供」が高くなっています。



- 。暮らしのなかで特にしてほしいことは、身体障がいのある人は「障がいのある人に対するまわりの人の理解を深めてほしい」、知的障がいのある人は「入所施設や短期入所施設（ショートステイ）を整備してほしい」、精神障がいのある人は「手当などの経済的な援助を増やしてほしい」「障がいのある人に対するまわりの人の理解を深めてほしい」が高くなっています。



(2) サービス提供事業者アンケート調査結果のまとめ

①回答者の属性

- 回答者が提供しているサービスは、「生活介護」が高く、次いで「居宅介護」「短期入所（ショートステイ）」「施設入所支援」「計画相談支援（障がい者）」「計画相談支援（障がい児）」となっています。

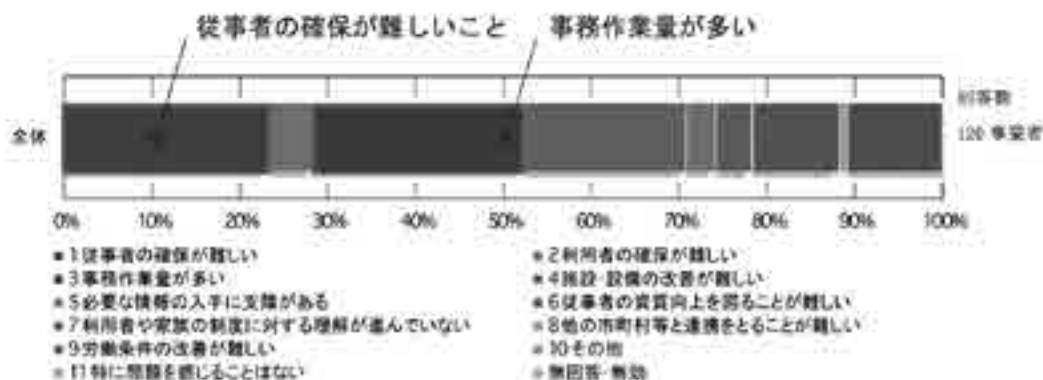
問 提供しているサービス

回答項目	回答数	割合
全体	35	100%
1 居宅介護	3	9%
2 重度訪問介護	2	6%
3 同行援護	0	0%
4 行動援護	0	0%
5 重度障害者等包括支援	0	0%
6 生活介護	6	17%
7 自立訓練(機能訓練)	0	0%
8 自立訓練(生活訓練)	0	0%
9 就労移行支援	1	3%
10 就労継続支援(A型)	1	3%
11 就労継続支援(B型)	2	6%
12 短期入所(ショートステイ)	3	9%
13 療養介護	1	3%
14 共同生活援助(グループホーム)	2	6%
15 施設入所支援	3	9%
16 児童発達支援	1	3%
17 医療型児童発達支援	0	0%
18 放課後等デイサービス	1	3%
19 保育所等訪問支援	0	0%
20 計画相談支援(障がい者)	3	9%
21 計画相談支援(障がい児)	3	9%
22 相談支援事業	0	0%
23 意思疎通支援事業	0	0%
24 日常生活用具給付等事業	0	0%
25 移動支援事業	1	3%
26 地域活動支援センター事業	0	0%
27 日中一時支援事業	2	6%
28 生活サポート事業	0	0%
無回答・無効	0	0%

②円滑な事業運営を進めていく上で、問題を感じる事

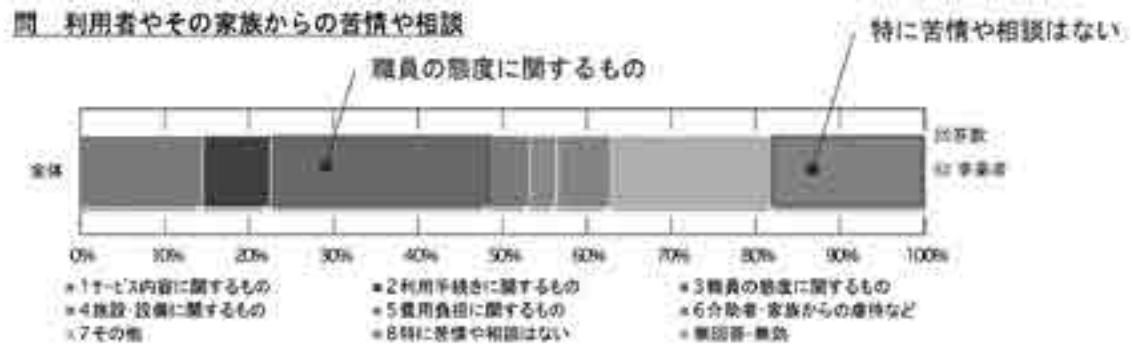
- 事業運営を進めていくうえでの問題として、「従事者の確保が難しいこと」や、「事務作業量が多い」が高くなっています。

問 事業運営を進めていく上で、問題を感じる事



③サービス利用について

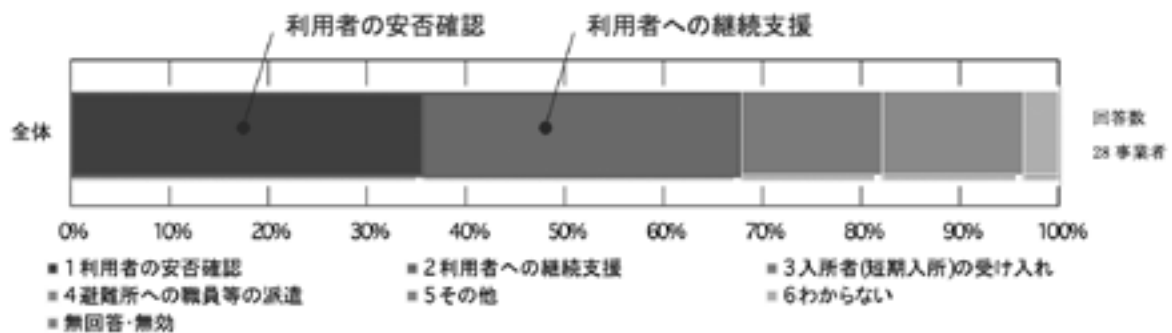
- 利用者やその家族からあげられる苦情や相談が多いものは、「職員の態度に関するもの」が高くなっていますが、「特に苦情や相談はない」も高い傾向です。



④災害時の協力について

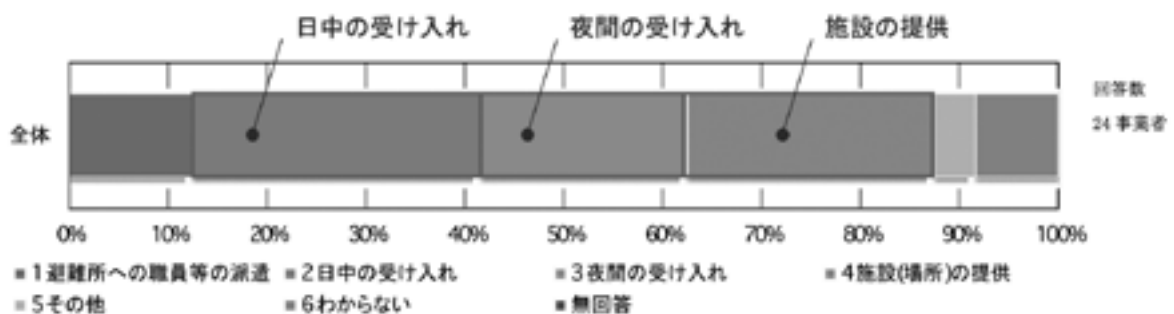
。災害時の協力について、「利用者の安否確認」や「利用者への継続支援」が高くなっています。

問 災害時の利用者（契約者）への支援



。災害時の利用者以外の障がい者の支援については、「日中の受け入れ」「夜間の受け入れ」「施設の提供」が高くなっています。

問 災害時の利用者（契約者）以外への支援



(3) 一般事業者アンケート調査結果のまとめ

①回答者の属性

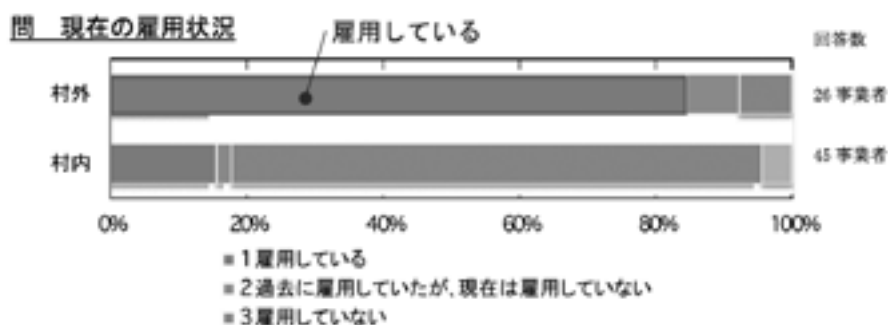
- ・回答者の主な業種は、「製造業」、「建設業」が多くなっています。

問 主な業種

回答項目	全体	業・農・漁・業・林	建設業	製造業	業・熱・電・輸・送・業・供給・ガス・水道	運輸業	情報通信業	業・卸・小・売	泊・業・宿	飲食店・宿	業・金融・保険	不動産業	医療・福祉	支援業・教育・学習	サービス業	その他
回答数	71	0	15	23	0	2	1	6	7	1	1	1	7	2	3	3
割合	100%	0%	21%	32%	0%	3%	1%	8%	10%	1%	1%	1%	10%	3%	4%	4%

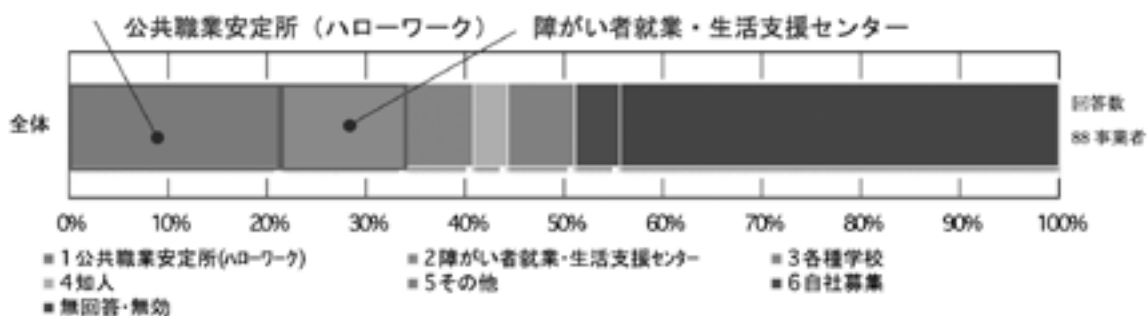
②障がいのある人の現在の雇用状況

- ・原村内にある法人格を有する一般事業者、原村周辺にある従業員 50 人以上の一般事業者（任意抽出）の回答者のなかで、障がいのある人を雇用している事業者は 8 割程度です。



- ・雇用した際の紹介元としては、「公共職業安定所（ハローワーク）」、「障がい者就業・生活支援センター」が高くなっています。

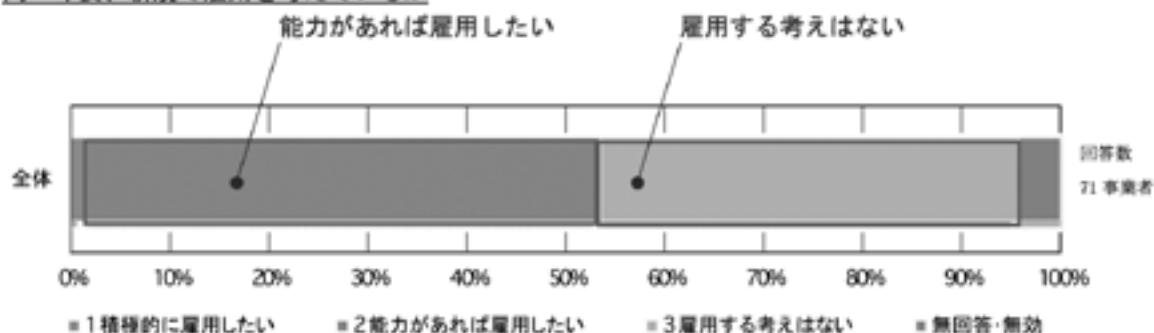
問 現在もしくは過去に雇用した際の紹介元



③障がいのある人の今後の雇用の意向（問 5 ～ 6）

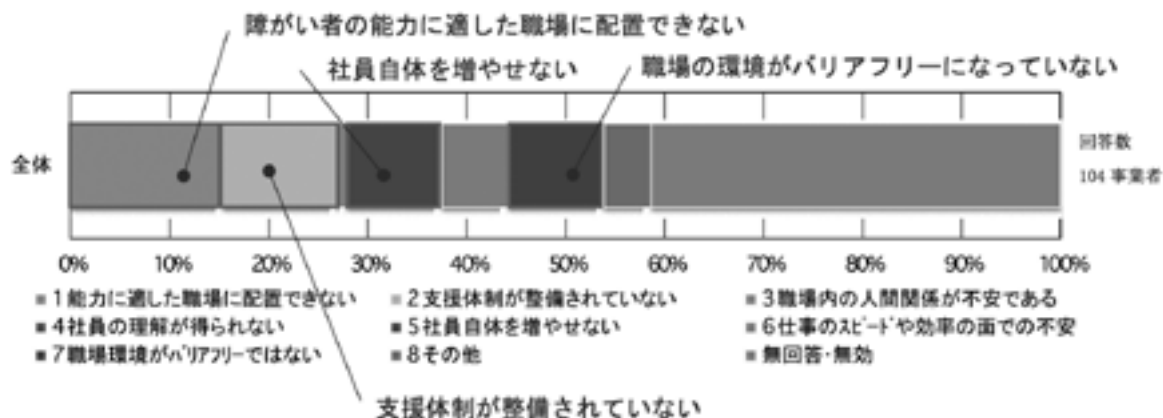
- ・今後の障がいのある人の雇用については、「能力があれば雇用したい」、次いで「雇用する考えはない」が高くなっています。「能力があれば雇用したい」は、「製造業」や「飲食店、宿泊業」、「医療・福祉」で多く、「雇用する考えはない」は、「建設業」で多くみられました。

問 今後、新規で雇用を考えているか



- 。「雇用する考えはない」と答えた事業所では、「障がい者の能力に適した職場に配置できない」、「支援体制が整備されていない」が高く、「社員自体を増やせない」、「職場の環境がバリアフリーになっていない」も次いで高くなっています。

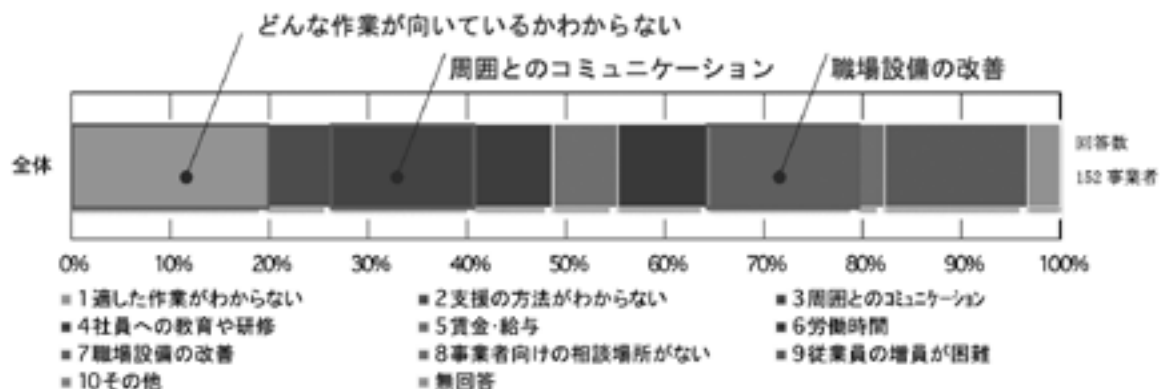
問 「雇用する考えはない」と答えた理由



④障がいのある人の雇用の課題

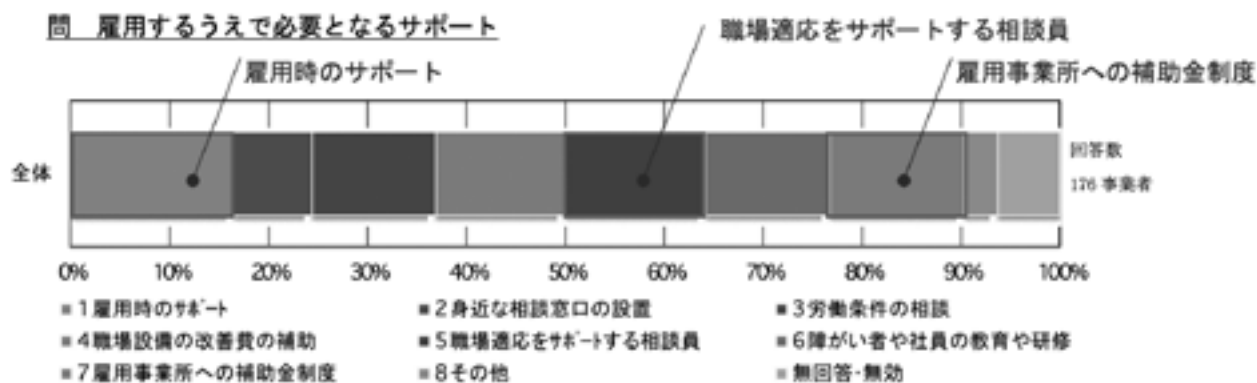
- 。障がいのある人を雇用するうえでの課題として、大部分の業種において、「どんな作業が向いているかわからない」、「職場設備の改善」、「周囲とのコミュニケーション」が高くなっています。

問 雇用するうえでの課題等



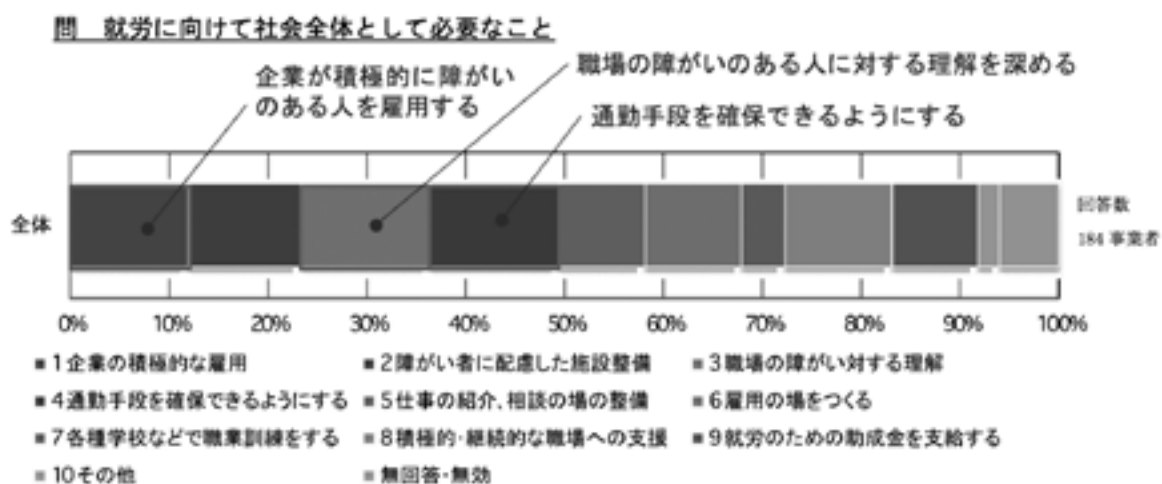
⑤障がいのある人の雇用において必要なサポート

。障がいのある人を雇用するうえで、必要なサポートは、「雇用時のサポート」「職場適応をサポートする相談員」「雇用事業所への補助金制度」が高くなっています。



⑥社会全体で障がいのある人の就労に向けて、必要なこと（問 11）

。社会全体で障がいのある人の就労にむけて必要なことは、「職場の障がいのある人に対する理解を深める」、「通勤手段を確保できるようにする」、「企業が積極的に障がいのある人を雇用する（トライアル雇用など）」が高くなっています。



用語解説

〔か行〕

■ガイドヘルパー

視覚障がい者や知的障がい者が外出する際に、歩行の介助や付き添いなどを専門的に行う介護員のことです。

■救護施設

身体や精神に障害があり、経済的な問題を含めて日常生活を送るのが困難な方々が、健康で安心して生活していただくための生活保護施設です。

■グループホーム

病気や障がいなどで生活に困難を抱えた人たちが専門スタッフ等の援助を受けながら、少人数で一般の住宅で生活することで、障がいの程度が比較的軽い人を対象としています。

■ケアマネジメント

介護の必要な障害者・高齢者に適切な介護計画を立て、それに従って十分なサービスを提供することです。

〔さ行〕

■障害者基本法

障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し基本的理念を定め、国・地方公共団体等の役割を明確にし、障がい者の福祉を増進することを目的として制定された法律です。

■障害者雇用促進法

障害者の職業リハビリテーションや雇用・在宅就業の促進について定めた法。企業・国・地方公共団体に一定割合の障害者を雇用することなどを義務付けている法律です。

■障害者総合支援法

障がいの有無にかかわらず人格と個性を尊重し、安心して暮らせる地域社会の実現を目的とし、障がい者・障がい児が個人として尊厳ある生活を営めるよう、必要な福祉サービスの給付や地域生活支援事業などを総合的に行うことを定めた法律です。

■障害者自立支援法

障がい者および障がい児の能力や適性に応じて、自立した日常生活・社会生活ができるよう必要な支援を行うことを目的とする法律です。

■障害者差別解消法

この法律は、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための処置などについて定めた法律です。

この法律は、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生

する社会の実現につなぐことが目的となっています。

■身体障害者手帳

身体障害者福祉法の別表に掲げる障がい者を有する者に対し、申請に基づいて障害程度を認定し、法に定める身体障がい者であることの証明として交付する手帳。各種援護施策を受けることができ、手帳の等級には障がいの程度により1級から6級があります。

【対象となる障害（11種類）】

①視覚 ②聴覚、平衡機能 ③音声機能・言語機能・そしゃく機能 ④肢体不自由（上肢・下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）⑤心臓機能 ⑥じん臓機能 ⑦呼吸器機能 ⑧ぼうこう又は直腸機能 ⑨小腸機能 ⑩免疫機能 ⑪肝臓機能障害。

■住所地特例

社会保険制度において、被保険者が住所地以外の市区町村に所在する介護保険施設等に入所等をした場合、住所を移す前の市区町村が引き続き保険者となる特例措置です。

■自立支援医療（精神通院医療）

精神疾患（てんかんを含む）により通院による精神医療を続ける必要がある病状の方に、通院のための医療費の自己負担を軽減する制度です。

■就労移行支援

障害者自立支援法に定められた就労支援事業の一つで、企業などへの一般就労を希望し知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じて適性にあった職場への就労が見込まれる65歳未満の人に対して、事業所内での作業訓練や、企業等での職場実習、就職後の職場定着支援などを行います。

■ショートステイ

児童や障がい児（者）、高齢者の心身の状況や病状、その家族の病気・冠婚葬祭・出張等のため一時的に養育・介護をすることができない、または家族の精神的・身体的な負担の軽減等を図るために、短期間入所して日常生活全般の養育・介護を受けることができるサービスです。

■精神障害者保健福祉手帳

精神障がい者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を有する者のうち精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方が対象です。申請に基づき認定し県知事が交付する手帳です。

■成年後見制度

知的障がい・精神障がい・認知症等により判断能力が不十分な成年者を保護するための制度です。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う代理人等を選任する他、本人が誤った判

断に基づいて契約を締結した場合、その契約を解約するなど不利益から守る制度です。

〔た行〕

■デイサービス

施設に入所するのではなく、昼間に日帰りで利用できる通所介護サービスのことです。

■特別支援学級

特別支援学級は、障がいがあるために、通常の学級における指導では十分な指導の効果を上げることが困難な児童生徒に対し、きめ細かな教育を行うために、小学校及び中学校の中に、特別に設置した少人数の学級。特別な配慮のもとに、児童生徒の実態に応じた適切な教育を行う学級です。

■トライアル雇用

公共職業安定所（ハローワーク）の紹介によって、特定の求職者を短期間の試用期間を設けて雇用し、企業側と求職者側が相互に適性を判断した後、両者が合意すれば本採用が決まるという制度です。

〔は行〕

■バリアフリー

障壁（バリア）となるものを取り除くことをいう。床の段差を解消や手すりを設置するなどといったハード面だけではなく、近年では、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的な様々な障壁を除去するという意味で用いられています。

■PDCAサイクル

「PDCAサイクル」とは、様々な分野・領域における業務改善などに広く活用されるマネジメント手法で「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。

■ピアサポート

同じような悩みや背景を持つ人、障がいのある方同士が対等な立場で互いに支えあうことです。

■ホームヘルプサービス（居宅介護）

ホームヘルパーの派遣によって行う在宅福祉サービスのこと。日常生活に援助の必要な在宅高齢者・在宅障がい者の居宅に訪問して、入浴・排せつ・食事などの介護や、調理・洗濯・掃除などの家事援助を行うサービスです。

〔ま行〕

■民生児童委員

厚生労働大臣の委嘱により住民の福祉の増進を図るため、社会奉仕の精神を持って常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助や情報提供を行い社会福祉

事業者や社会福祉活動を行う者と密接に連携し、関係行政機関の業務に協力する立場にあります。また民生委員は、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行う児童委員の任にも当たります。

〔や行〕

■ユニバーサルデザイン

年齢・性別・身体・国籍など、人々が持つ様々な特性や違いを超えて、できるだけすべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した環境・建物・施設・製品等のデザインを作り上げていこうとする考え方のことです。

〔ら行〕

■リハビリテーション

心身に障がいのある者の人間的復権を理念とし、障がい者のもつ能力を最大限に発揮させ、その自立を促すために用いる専門的技術。リハビリテーションには医学的・心理的・職業的・社会的・教育的分野等がある。障がい者の全人的復権を図るためには、諸技術の総合的推進が求められています。

■療育手帳

知的障がい者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするために、一定の障がい者を有する方に対し申請に基づいて障がい程度を判定し、療育手帳制度に定める「知的障がい者」であることの証票として県知事が交付する手帳です。

原村障がい者福祉計画 第4期障がい福祉計画

発行日 平成27年3月

発行 原 村

編集 原村保健福祉課

〒390-0104

長野県諏訪郡原村 6649-3 原村地域福祉センター

電話 0266-79-7092

印刷 ほおずき書籍株式会社

〒381-0012

長野県長野市大字柳原 2133 番地の5

